

新市まちづくり計画

平成 16 年 6 月 秩父合併協議会

平成 26 年 3 月変更 秩父市

目 次

| | | |
|-------|---------------------|----|
| 第 1 章 | 新市まちづくり計画の目的と合併の必要性 | 1 |
| 1-1 | 新市まちづくり計画の目的 | 1 |
| 1-2 | 合併の必要性 | 2 |
| 第 2 章 | 1市1町2村の現況 | 6 |
| 第 3 章 | 住民の意識 | 12 |
| 第 4 章 | 将来予測 | 14 |
| 4-1 | 推計人口 | 14 |
| 4-2 | 将来目標人口 | 15 |
| 4-3 | 財政指標の概要 | 16 |
| 第 5 章 | 新市の将来像 | 25 |
| 5-1 | 新市の将来像 | 25 |
| 5-2 | 新市の基本理念 | 27 |
| 5-3 | 新市の基本理念に基づく分野別の分類 | 28 |
| 5-4 | 新市の基本方針と方向性 | 29 |
| 5-5 | 新市の主要プロジェクト | 31 |
| 第 6 章 | 新市の主要施策 | 38 |
| 6-1 | 主要施策の体系 | 38 |
| 6-2 | 主要施策と事業 | 40 |
| 第 7 章 | 新市における埼玉県事業の推進 | 54 |
| 7-1 | 埼玉県の役割 | 54 |
| 7-2 | 新市における埼玉県事業 | 54 |
| 第 8 章 | 公共施設の統合整備 | 56 |
| 第 9 章 | 財政計画 | 57 |

第1章 新市まちづくり計画の目的と合併の必要性

1-1 新市まちづくり計画の目的

新市まちづくり計画は、合併に際し、住民や議会に対して合併後の新市の将来に対するビジョンを示して合併の適否の判断材料とするものであり、合併後の新しい市のマスタープランとしての役割を果たすものです。

また、市町村の合併の特例に関する法律に基づく様々な財政措置を受けるためには、新市建設の計画（新市まちづくり計画）の作成が前提となります。

このように、合併に際しては「新市まちづくり計画」の作成が必要であり、合併を行った場合のまちづくりの理念や将来都市像などの新市のビジョンを示す骨子（基本方針）を新市将来構想という形でとりまとめることから始まります。

—「新市まちづくり計画」の内容—

市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項に計画に盛り込むべき事項が例示されています。

①新市建設の基本方針

新市が将来進むべき方向及び行財政運営の基本事項等について定めます。

②新市建設の根幹となるべき事業に関する事項

新市建設の基本方針を実現するための事業（新市及び県の事業）について、その根本的な事項を定めます。合併特例債等の財政措置を受けることを予定している事業については、特に明確にしておくことが望まれます。

③公共的施設の統合整備に関する事項

新市の公共的施設の統合整備の考え方について定めます。

④新市の財政計画

合併後、概ね5～10年程度の期間について財政計画を定めます。

1-2 合併の必要性

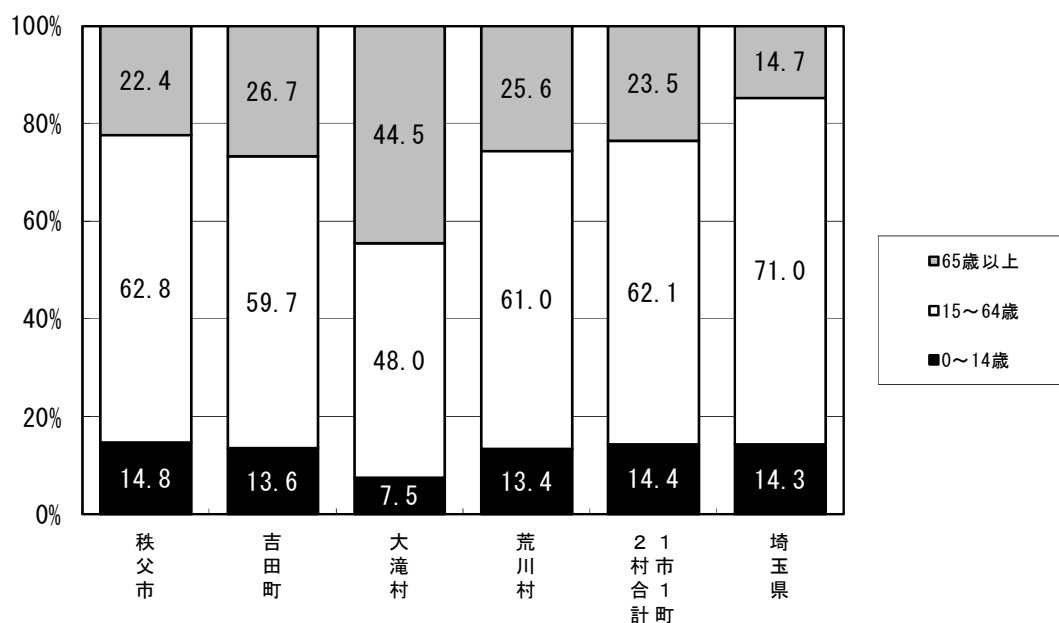
少子高齢化や日常生活圏の拡大、地方分権・広域行政の進展、財政状況の悪化など、地域を取り巻く状況は大きく変化しています。これらの課題への対応という観点から、住民に最も近い基礎自治体としての市町村の役割がますます重要になる中で、市町村合併の背景とその必要性は以下のとおり整理されます。

(1) 少子高齢化への対応

1市1町2村の合計人口では、年少人口（0～14歳人口）の割合は14.4%と埼玉県平均（14.3%）とおおむね同水準にあるものの、年少人口は減少しており、少子化が進んでいます。また、老年人口（65歳以上人口）の割合は23.5%と埼玉県平均（14.7%）を大きく上回っており、その反面、生産年齢人口（15～64歳人口）の割合が少なくなっています。老年人口の割合は1市1町2村すべてで20%を超えており、40%以上を占めているところもあります。

こうした少子高齢化の進行により、子育て支援や高度できめ細やかな福祉・医療サービスの充実が必要となり、地域福祉分野などで新たな歳出増が予想されます。また、生産年齢人口の減少に伴う地方税の減収や地域活力の低下なども懸念されることから、少子高齢化に対応したきめ細やかな行政サービスの提供や行財政基盤の強化などの取組が必要です。

1市1町2村の年齢別人口構成



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査結果報告県統計課（平成16年1月1日現在）

(2) 日常生活圏の拡大への対応

交通手段の発達などにより、住民の日常生活圏は拡大しています。1市1町2村においても、通勤通学などの交流人口などから、秩父市を中心にした生活圏の形成がみられます。

1市1町2村の交流人口（通勤・通学）

| | | 秩父市 | 吉田町 | 大滝村 | 荒川村 | 1市1町2村 |
|-----------------------------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 従業・通学者の総数（人） | | 36,738 | 3,758 | 1,001 | 3,921 | 45,418 |
| 自市町村で通勤・通学している割合 | | 76.3% | 54.5% | 80.6% | 47.3% | 78.7% |
| い通他の 勤の割・市 合通町 学村 してへ | 1市1町2村 合計 | 2.5% | 17.2% | 13.7% | 34.0% | — |
| | （秩父市） | | 16.3% | 9.9% | 29.8% | — |
| | （吉田町） | 0.8% | | | 1.0% | — |
| | （大滝村） | 0.5% | | | 3.2% | — |
| | （荒川村） | 1.2% | 0.9% | 3.8% | | — |
| | 1市1町2村以外の県内 | 18.3% | 26.8% | 5.0% | 16.5% | 18.6% |
| 他県 | 2.9% | 1.5% | 0.7% | 2.2% | 2.7% | |
| 合 計 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

資料：平成12年 国勢調査

この傾向は、埼玉県「彩の国広域消費動向調査（平成12年度）」においても顕著に表れています。日常生活に必要な商品の購入先の70%以上は秩父市内であり、家族で買い物を楽しむ場合や外食を楽しむ場合などについても秩父市内を利用していることがわかります。

生活環境におけるさらなる利便性の向上をめざすためには、公共施設の相互利用などによるサービスの高度化や施設整備の効率化などを推進するとともに、広域的な交通体系の整備やバランスのとれた土地利用を図り、新市における地域のつながりを強化した取組が必要となります。

1市1町2村の広域消費動向

| | | 秩父市 | 吉田町 | 大滝村 | 荒川村 | | | |
|---------------|--------------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 商品総合 | | 88.3% | 2.4% | 71.7% | 3.6% | 82.9% | 7.7% | 84.4% |
| A群計（食料品・家庭雑貨） | | 96.5% | 4.8% | 47.0% | 25.0% | 71.1% | 40.5% | 59.5% |
| B群計（衣料品） | | 82.9% | 0.5% | 80.9% | 0.0% | 80.8% | 1.5% | 83.8% |
| C群計（小物） | | 80.6% | 0.0% | 87.0% | 0.0% | 75.5% | 2.6% | 83.3% |
| D群計（生活品） | | 87.6% | 9.4% | 62.4% | 0.0% | 80.6% | 6.3% | 87.5% |
| E群計（娯楽） | | 92.1% | 0.5% | 73.6% | 0.0% | 93.5% | 1.2% | 95.3% |
| F欄 | 家族で買い物を楽しむ場合 | 47.9% | 0.0% | 67.8% | 0.0% | 60.0% | 0.0% | 51.4% |
| | 外食を楽しむ場合 | 79.8% | 0.0% | 75.0% | 0.0% | 84.0% | 0.0% | 80.6% |
| | 新しい流行を知る場合 | 28.8% | 0.0% | 52.2% | 0.0% | 26.1% | 0.0% | 29.4% |

上段は、自町村
利用者割合

下段は、秩父市
利用者割合

（資料 彩の国広域消費動向調査（平成12年度））

(3) 地方分権・広域行政の進展への対応

平成12年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が施行されるなど、住民に身近な問題はできるだけ住民に身近な市町村で行うという地方分権社会を迎え、市町村は自らの責任と判断で地域の特色を十分に生かして、主体的に行政を進めていかなければなりません。

このため、市町村の行政体制や財政基盤の充実強化を図るとともに、専門性の高い職員配置の必要性が高まっています。

一方、これまでも、一部事務組合によるゴミ処理をはじめとする事務事業の共同化により経費の削減などの効率化が図ってきましたが、今後のさらなる財政状況の悪化への対応と総合的に政策を推進する観点から、合併による行財政運営の効率化を図りつつ一体的なまちづくりを推進していくことが求められます。

主な広域的計画、事務の共同処理

| | 計画・組合等 | 秩父市 | 吉田町 | 大滝村 | 荒川村 | その他 |
|---------|-----------------|-----|-----|-----|-----|------|
| 広域的計画 | 秩父リゾート地域整備構想 | ○ | ○ | ○ | ○ | 他7町村 |
| | 第2次秩父ふるさと市町村圏計画 | ○ | ○ | ○ | ○ | 他5町村 |
| | 秩父ふれあいの里構想 | ○ | ○ | ○ | ○ | 他5町村 |
| | 新秩父地域経済基盤強化計画 | ○ | ○ | ○ | ○ | 他5町村 |
| | 彩の国秩父地域産業振興プラン | ○ | ○ | ○ | ○ | 他5町村 |
| 事務の共同処理 | 秩父広域市町村圏組合 | ○ | ○ | ○ | ○ | 他5町村 |
| | 秩父衛生組合 | ○ | | ○ | ○ | 他1町 |
| | 西秩父衛生組合 | | ○ | | | 他2町村 |

資料：「埼玉縣市町村概要 埼玉縣市町村振興協会/埼玉県総合政策部市町村課」(H15.8)を基に作成

(4) 財政状況の悪化への対応

国・地方をあわせた債務残高が平成 14 年度末には約 693 兆円に達するなど、今日、わが国の財政は危機的状況にあるといわれています。

1市1町2村は、歳入に占める地方税の割合が 30%に満たないことから財源の多くを国や県に依存していますが、長引く不況に伴う税収の減少や少子高齢化の影響なども含めた財政需要の増大、また、地方財政を支えてきた国の支援制度の改革などから財政状況は更に厳しいものとなっていくことが予想されます。

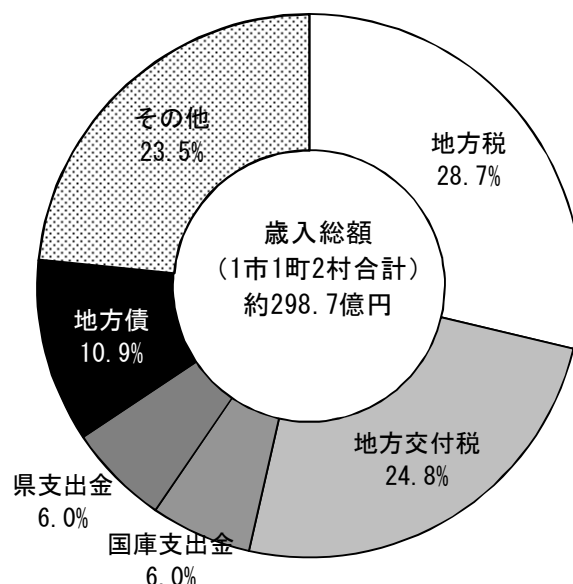
このため、自立的な財政基盤の確保と効率的な財政運営に向けた取組が必要です。

国及び地方の債務残高の状況 (単位：兆円)

| | 4 年度末 〈実績〉 | 9 年度末 〈実績〉 | 12 年度末 〈実績〉 | 13 年度末 〈2 次補正後〉 | 14 年度末 〈予算〉 |
|-------------------|---------------|---------------|----------------|--------------------|----------------|
| ①国債 (内、普通国債残高) | 224 (178) | 357 (258) | 491 (368) | 513 (395) | 528 (414) |
| ②地方債 | 79 | 150 | 181 | 190 | 195 |
| ③国と地方の重複分 | 2 | 15 | 26 | 29 | 30 |
| ④国・地方合計 =①+②-③ | 301 | 492 | 646 | 675 | 693 |
| 対 GDP 比 | 62.2% | 94.6% | 125.9% | 134.8% | 139.6% |

(注) GDP (国内総生産) は、13 年度は実績見込み、14 年度は政府見通し

1市1町2村の歳入構造 (平成 14 年度決算)



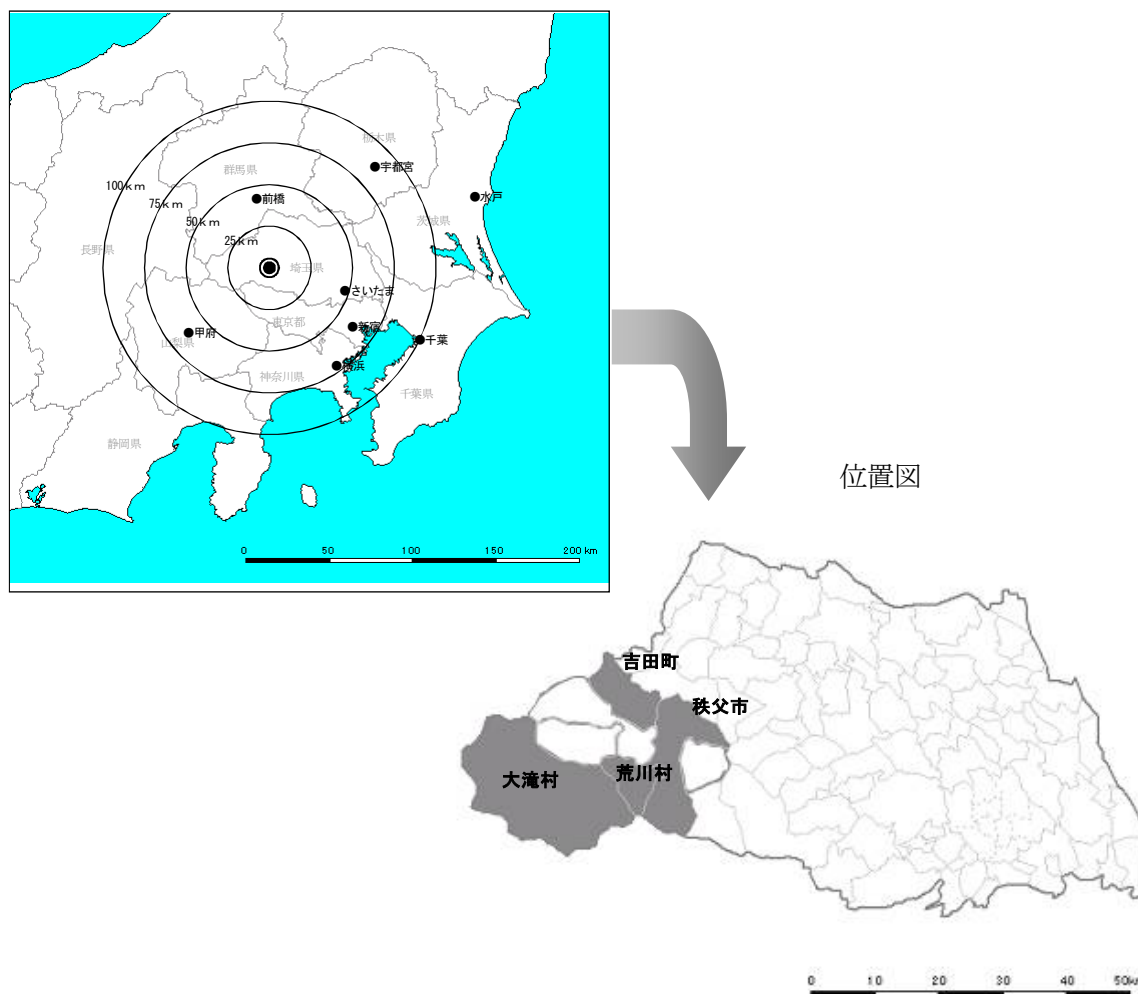
第2章 1市1町2村の現況

1市1町2村は、埼玉県の西部にあり、北は群馬県、西は長野県、南は山梨県及び東京都に接し、東京都心まで約60～80km圏、県都さいたま市までは約50～70km圏に位置しています。

地域のほとんどは秩父多摩甲斐国立公園や西秩父・武甲といった県立自然公園の区域に指定されており、自然環境に恵まれた地域です。また、甲武信ヶ岳に源を発する荒川が地域の中央を流れ、秩父湖、秩父さくら湖などのダム湖を形成しています。そして秩父地域のダム本体はすべて1市1町2村にあります。

1市1町2村の行政面積は577.69km²で、埼玉県全体(3,797.25km²)の約15%を占めるおおきさとなります。また、山地が多いため、行政面積の約87%は森林であり、埼玉県の森林の約40%を1市1町2村で占めています。

1市1町2村の位置



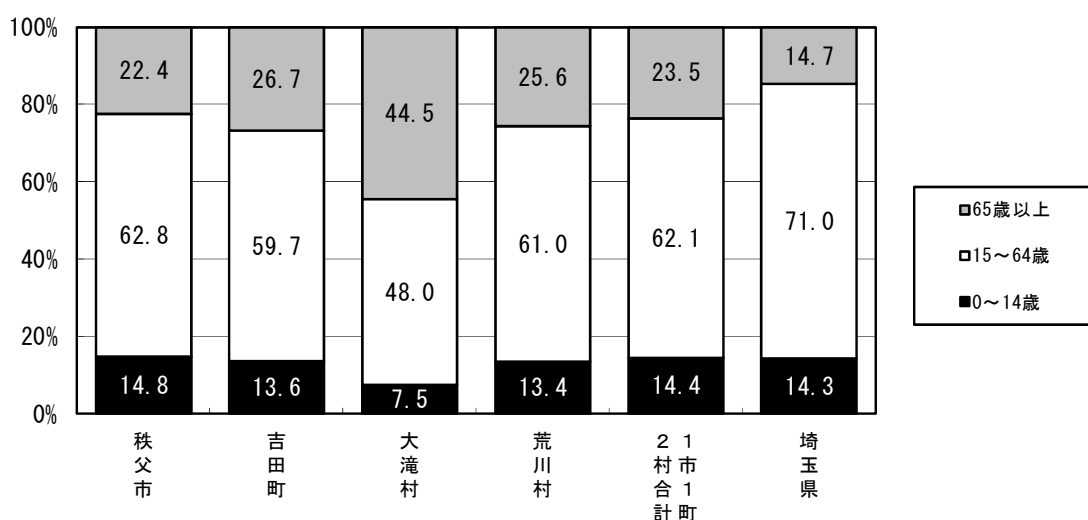
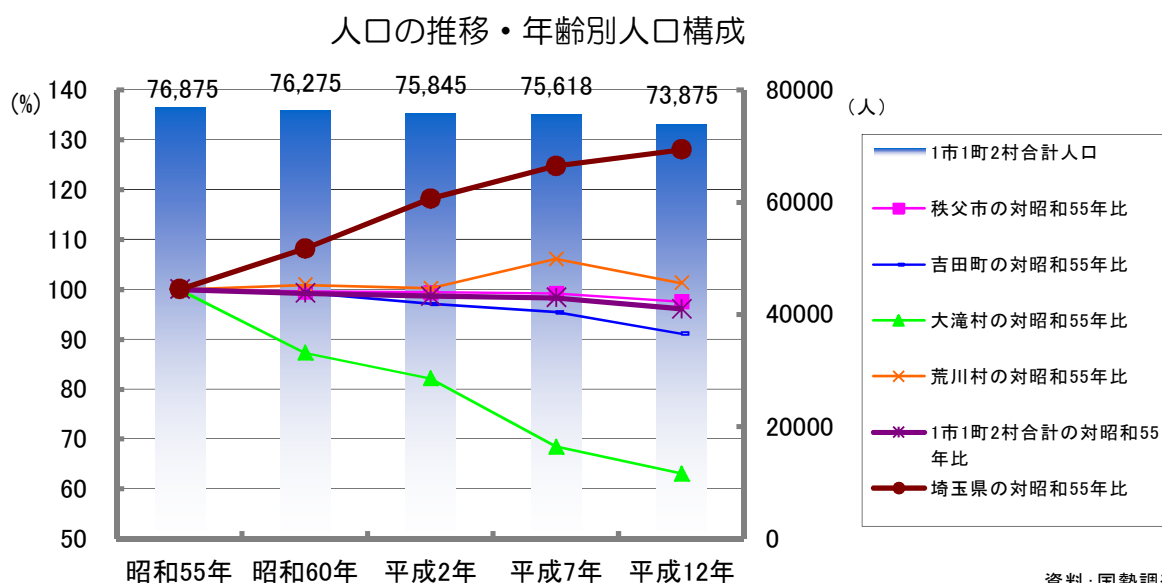
(1) 人口

1市1町2村の人口は、微減傾向を示しながらも7.5万人を超えていましたが、平成12年には7.5万人を下回る約7.4万人となりました。

1市1町2村の人口を年齢構成別で見ますと、老年人口（65歳以上人口）の割合は23.5%と埼玉県平均（14.7%）を大きく上回り、その反面、生産年齢人口（15～64歳人口）の割合が少なくなっています。

平均世帯人員は、人口の減少傾向と世帯数の増加傾向を背景に、昭和55年の3.65人／世帯から平成12年には3.00人／世帯に縮小しました。

1市1町2村の昼夜間人口比率^{*1}は97.8と埼玉県平均（86.3）を大きく上回り、また、通勤・通学などの交流人口などから秩父市を中心とした生活圏が確立しているといえます。

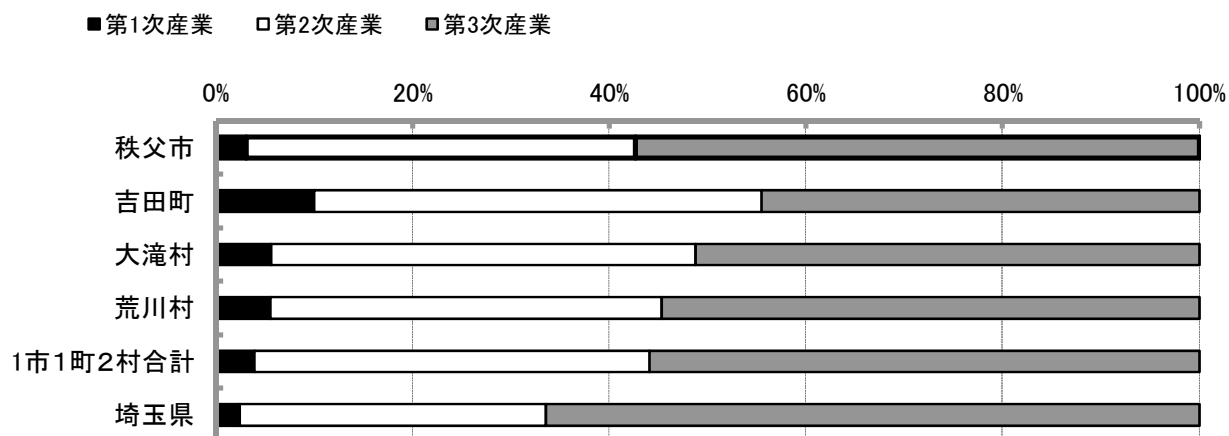


^{*1} 昼夜間人口比率＝昼間人口／夜間人口×100 一般的に、この値が大きいほど地域の拠点性が高く、小さければベッドタウンの性格が大きい。

(2) 産業

1市1町2村の産業別人口構成比（平成12年）は、第1次産業3.9%、第2次産業40.2%、第3次産業55.9%です。第1次産業従業者の割合は、県平均よりも1.5ポイント、第2次産業従業者の割合は、県平均よりも9.1ポイント高い地域となっています。

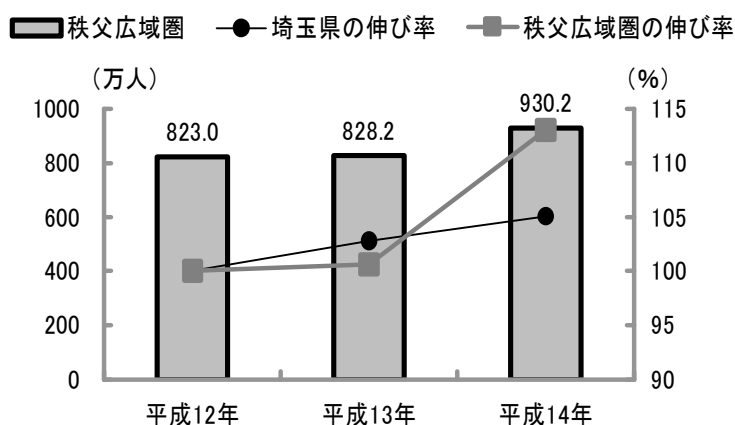
産業別人口構成比



資料：H12国勢調査

1市1町2村に横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、両神村を加えた秩父広域圏の観光入込客数は、近年の観光動向がハイキングや花見などを始めとする日帰り観光が増加傾向にあることから、平成14年には年間930万人に達しています。

観光入込客数の推移

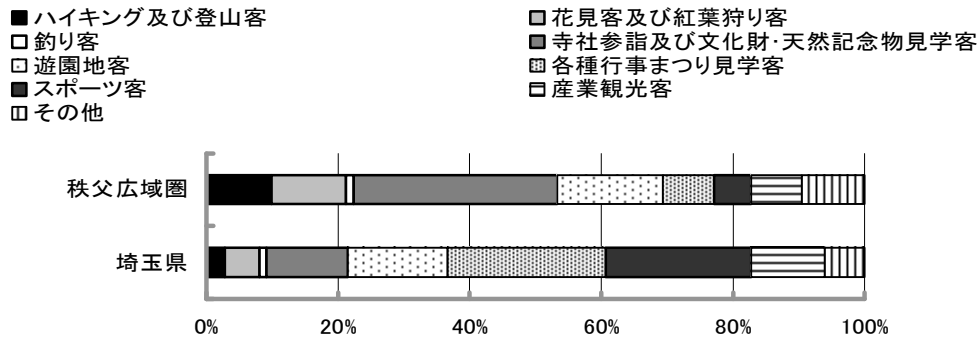


資料：入込観光客「推計」調査概要

※ 秩父広域圏：秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、吉田町、小鹿野町、両神村、大滝村、荒川村

観光入込客の目的は、「寺社参詣及び文化財・天然記念物見学客」「ハイキング及び登山客」「花見客及び紅葉狩り客」の割合が埼玉県平均と比較して高く、自然・歴史・文化的資源が評価されていると推測されます。

観光入込客の目的別構成比



資料：入込観光客「推計」調査概要

※ 秩父広域圏：秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、吉田町、小鹿野町、両神村、大滝村、荒川村

(3) 保健・福祉・医療

1市1町2村の保育所は、秩父市、吉田町に公立と民間の施設とを合わせ合計で13箇所整備されており、施設充足率*は103.5%と定員が対象者数を上回っている状況で、埼玉県平均（94.3%）より高い水準にあります。

老人ホームは、公立の施設として秩父市に2箇所あるほか、民間の施設が1町2村に1箇所ずつあり、合計5箇所整備されています。

1市1町2村の病院は、市町村立1箇所（秩父市立病院）、その他7箇所、市町村立病院の人口1,000人当たり病床数は2.4床と埼玉県平均（0.4床）を大きく上回っています。また、診療所は、市町村立の施設が秩父市、大滝村に整備されており、市町村立以外の診療所を含めると、合計96箇所あります。

福祉施設・医療施設の状況

| | | | | 秩父市 | 吉田町 | 大滝村 | 荒川村 | 1市1町2村合計 | 埼玉県 |
|--------|-------|---------------|-----------|------|-----|-----|-------|----------|-----|
| 社会福祉施設 | 保育所 | 箇所数 | 市町村立 (箇所) | 7 | 1 | 0 | 0 | 8 | 474 |
| | | | その他 (箇所) | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 | 259 |
| | 施設充足率 | 市町村立 (%) | 76.0 | 56.6 | 0.0 | 0.0 | 72.1 | 63.9 | |
| | | 公私立 (%) | 111.1 | 56.6 | 0.0 | 0.0 | 103.5 | 94.3 | |
| 老人ホーム | 箇所数 | (箇所) | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 34 | |
| | 施設充足率 | (%) | 361.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 274.2 | 123.8 | |
| 医療施設 | 病院 | 箇所数 | 市町村立 (箇所) | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 12 |
| | | | その他 (箇所) | 7 | 0 | 0 | 0 | 7 | 356 |
| | | 人口1000人当たり病床数 | 市町村立 (床) | 3.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 2.4 | 0.4 |
| | 診療所 | 箇所数 | 市町村立 (箇所) | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 | 42 |
| | | その他 (箇所) | 87 | 3 | 0 | 3 | 93 | 6,227 | |

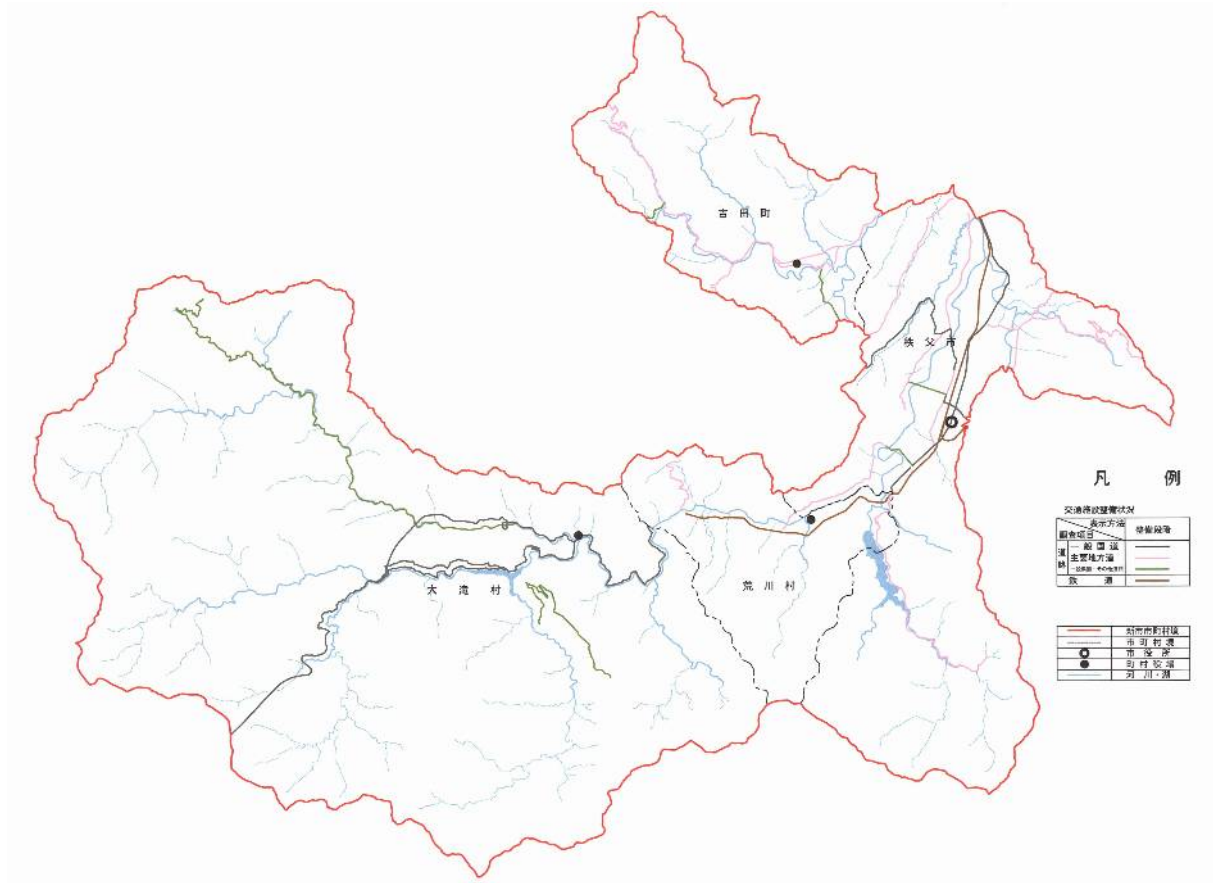
資料：市町村公共施設概要(平成14年度)

* 施設充足率＝定員÷対象者数×100

(4) 行政サービス

住民に対する行政窓口は、秩父市では市役所をはじめ7つの出張所が設けられており、その他の町村ではそれぞれの役場にて行政サービスが提供されています。

市役所・町村役場の位置



(5) 生活環境・自然環境

1市1町2村の道路交通ネットワークは、国道140号及び主要地方道、一般県道により骨格が形成されています。ただし、山間部に位置するため、周辺市町村との連絡は決して優れているとはいえません。

鉄道は、秩父鉄道と西武秩父線の2本があり、それぞれ熊谷方面、飯能・所沢・池袋方面と結ばれています。地域内には、秩父鉄道10駅、西武秩父線1駅が設置されていますが、鉄道のない地域は、バス交通が重要な公共交通機関となっています。

水道事業は、秩父市と吉田町で行われており、大滝村と荒川村では、簡易水道による供給となっています。

生活排水処理方式は、秩父市が公共下水道による処理を実施しており、普及率は57%となっています。公共下水道の処理計画区域外や吉田町、大滝村、荒川村では、農業集落排水事業や合併処理浄化槽などにより処理が行われています。

1市1町2村では、年間26,387t（平成14年度）のゴミが排出され、可燃ゴミは秩父クリーンセンター、不燃ゴミは秩父環境衛生センターで処理されています。

し尿の衛生処理率の状況を見ますと、1市1町2村の合計は97.6%であり、県平均の99.8%を下回っています。

埼玉県には、11箇所の自然公園（国立公園1、県立公園10）があり、1市1町2村はそのうち国立公園1（秩父多摩甲斐国立公園）、県立公園4（県立武甲自然公園、県立西秩父自然公園、県立長瀬玉淀自然公園、県立上武自然公園）を含み、埼玉県でも随一の自然環境を誇っています。

（6）教育・文化・歴史

教育施設では、幼稚園が12箇所（うち市町村立4）、小学校が15校（すべて市町村立）、中学校9校（すべて市町村立）、高等学校3校のほか、専門学校が2校あります。幼稚園の施設充足率は埼玉県平均を上回っていますが、秩父市では不足しており、また、小中学校の1学級当たり児童・生徒数は10人台から30人台と市町村の較差がみられます。

文化施設では、公会堂・市民会館等2箇所、公民館10箇所、図書館2箇所、博物館1箇所があり、人口1,000人当たりの施設数ではすべて埼玉県平均を上回っています。また、体育施設は、体育館4箇所、陸上競技場1箇所、野球場5箇所、プール3箇所があり、同じく人口1,000人当たりの施設数は県平均を上回っています。

その他の主な施設としては、秩父ミュージックパークや道の駅などの観光施設が整備されています。

1市1町2村には、秩父札所、秩父神社、三峯神社などの寺社をはじめ、秩父夜祭、龍勢まつりなど地域を代表する祭り、三峯の獅子舞、白久の串人形などの伝統芸能など多くの歴史的・文化的資源が残っています。

秩父市、吉田町、荒川村は、昭和18～33年に近接する町村との合併により、現在の市町村を構成しています。特に、秩父市は、1町5村と合併した歴史があります。大滝村は、明治22年に村制が施行されてから、現在までに合併の歴史がありません。

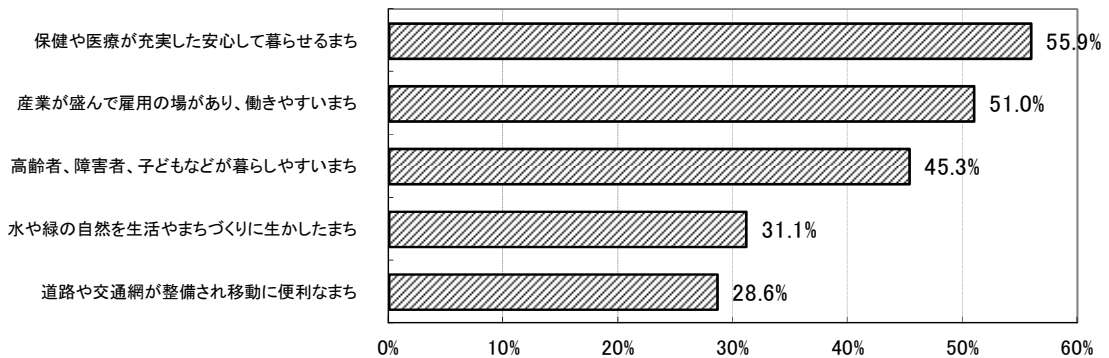
第3章 住民の意識

(1) 合併した場合のまちのイメージについて

“まちづくりに関する住民アンケート調査”の結果、合併した場合に適切だと思うまちのイメージが多かった意見は、『1位/保健や医療が充実した安心して暮らせるまち』、『2位/産業が盛んで雇用の場があり、働きやすいまち』、『3位/高齢者、障害者、子どもなどが暮らしやすいまち』となりました。

合併後のまちのイメージ（トップ5）

（割合%=回答数/有効回答数N=2730）

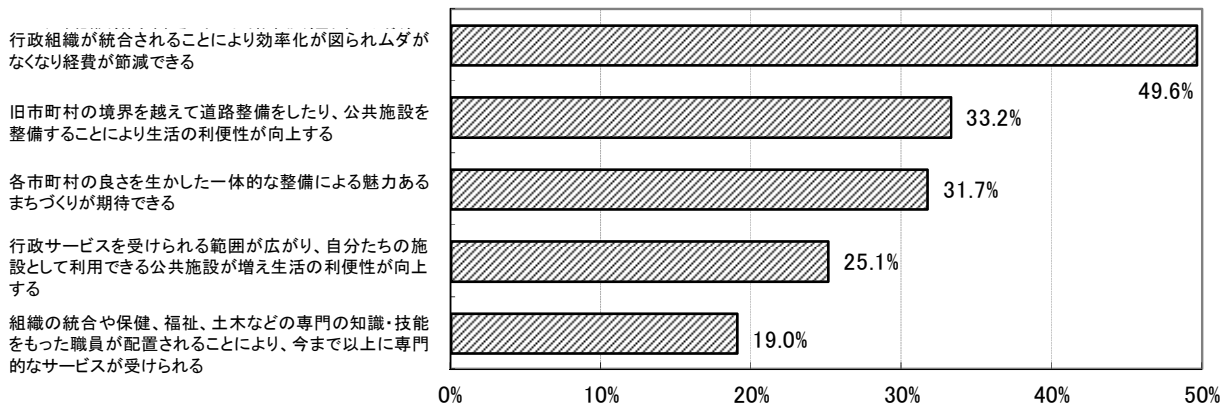


(2) 合併に期待すること

合併した場合の効果として、回答者の約半数の方が『行政組織の統合による効率化・経費節減』へ期待をしています。また、『旧市町村の境界を越えた道路整備、公共施設整備等による生活の利便性向上』や、『各市町村の良さを生かした一体的な整備による魅力あるまちづくり』への期待が高く寄せられています。

合併に期待すること（トップ5）

（割合%=回答数/有効回答数N=2725）



市町村別に合併に期待することへの回答割合を整理した場合においても、有効回答全数で整理した結果と同様の回答傾向にあります。

『行政組織が統合されることによる効率化・経費節減』への期待は、秩父市、吉田町、荒川村で1位（大滝村では2位）であり、次いで『旧市町村の境界を越えた道路整備、公共施設整備等による生活の利便性向上』が期待されています。

合併に期待すること（市町村別）

割合（％）は、回答数／市町村別有効回答数

| 市町村名 (有効回答数) | 秩父市 (2012) | 吉田町 (270) | 大滝村 (124) | 荒川村 (319) |
|--|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 1. 各市町村の良さを生かした一体的な整備による魅力あるまちづくりが期待できる | 3位 31.7% | 3位 31.5% | 1位 38.7% | 25.4% |
| 2. 組織の統合や保健、福祉、土木などの専門の知識・技能をもった職員が配置されることにより、今まで以上に専門的なサービスが受けられる | 19.0% | 22.6% | 20.2% | 25.4% |
| 3. 行政サービスを受けられる範囲が広がり、自分たちの施設として利用できる公共施設が増え生活の利便性が向上する | 25.1% | 3位 31.5% | 3位 29.8% | 3位 30.1% |
| 4. 行政組織が統合されることにより効率化が図られ、ムダがなくなり経費が節減できる | 1位 49.6% | 1位 49.6% | 2位 35.5% | 1位 45.1% |
| 5. 合併により行財政基盤が強化され、大規模な事業などが計画的に実施できるようになる | 18.6% | 13.0% | 12.9% | 16.3% |
| 6. 旧市町村の境界を越えて道路整備をしたり、公共施設を整備することにより生活の利便性が向上する | 2位 33.2% | 2位 36.7% | 3位 29.8% | 2位 35.1% |
| 7. 観光などの地域資源を有効に活用できる | 17.6% | 14.4% | 16.1% | 10.7% |
| 8. 新産業の創出や商工業の振興など地域産業の活性化が期待できる | 16.5% | 10.7% | 13.7% | 12.9% |
| 9. 森林や清流環境を一体的に保全できる | 15.6% | 9.3% | 17.7% | 11.3% |
| 10. 山間地域の振興が図られる | 6.5% | 10.7% | 19.4% | 8.5% |
| 11. 市の規模が大きくなることにより、対外的にイメージを高めることができる | 12.8% | 11.9% | 8.9% | 12.5% |
| 12. その他 | 3.4% | 2.2% | 2.4% | 4.7% |
| 13. 特にない | 8.8% | 11.5% | 4.8% | 11.0% |
| 14. わからない | 9.4% | 13.0% | 13.7% | 11.0% |

上位3位まで網掛け

第4章 将来予測

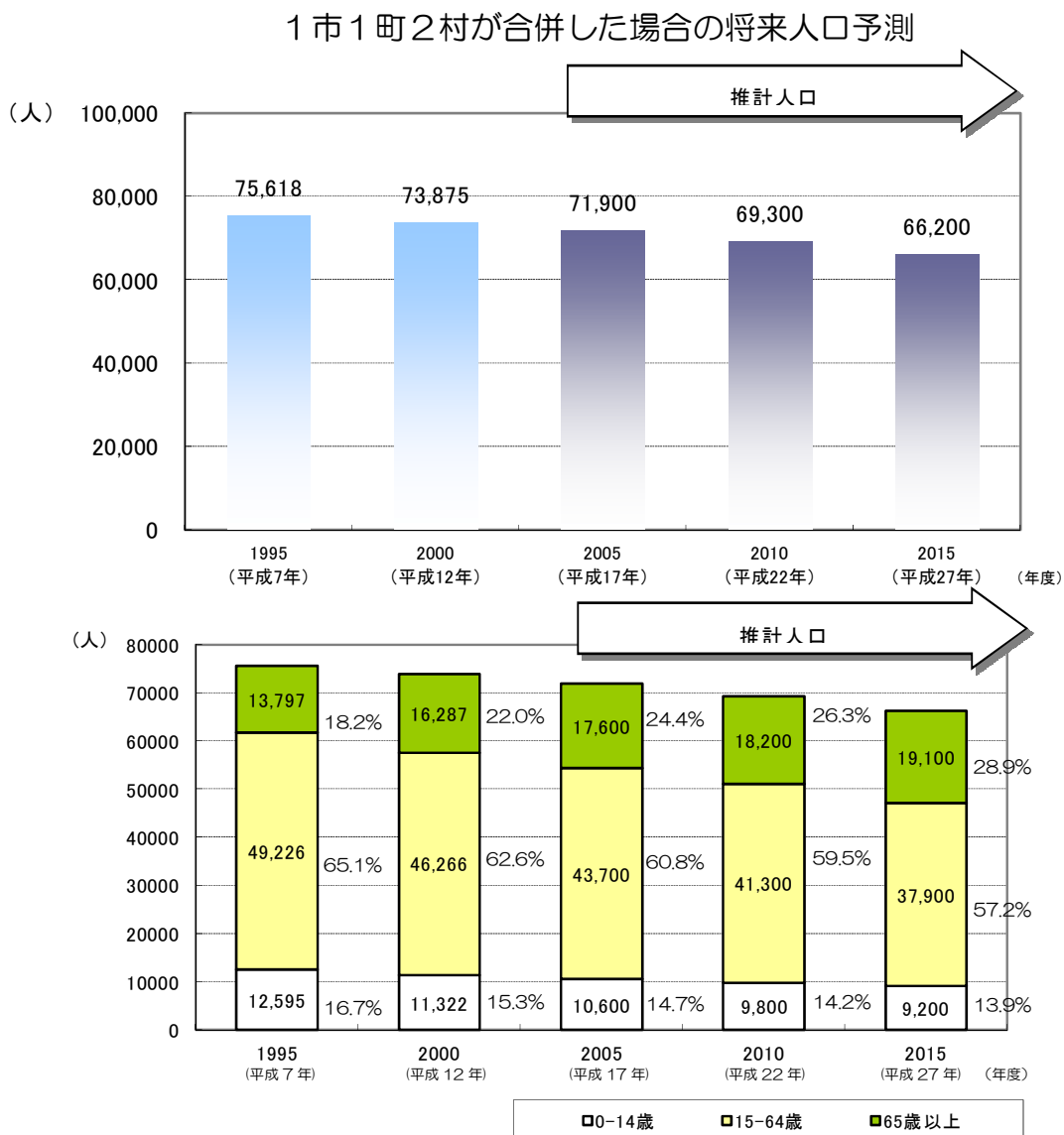
4-1 推計人口

国勢調査の結果をもとにコーホート法により1市1町2村の人口推計を行いました。

推計に当たり、基準値として扱った平成7年度と平成12年度の人口の推移は、約7.5万人から約7.4万人に減少しております。

この傾向をもとに、平成17年度以降の人口推計を行うと、平成22年には約6.9万人、平成27年には約6.6万人まで人口が減少する見込みです。

また、推計の内訳をみると、少子高齢化が進展し、平成12年には、約22%であった高齢者率（65歳以上の人口割合）は、平成27年には約29%になると予測されます。



上記の推計人口は、財政状況の将来推計を実施するために、大規模開発等による人口の増加を見込まないで推計したものです。従って、新市の将来目標とは性格が異なる数値です。

4-2 将来目標人口

1市1町2村の総合振興計画における将来人口は、大滝村を除き人口増加することを前提に将来人口設定を行っています。

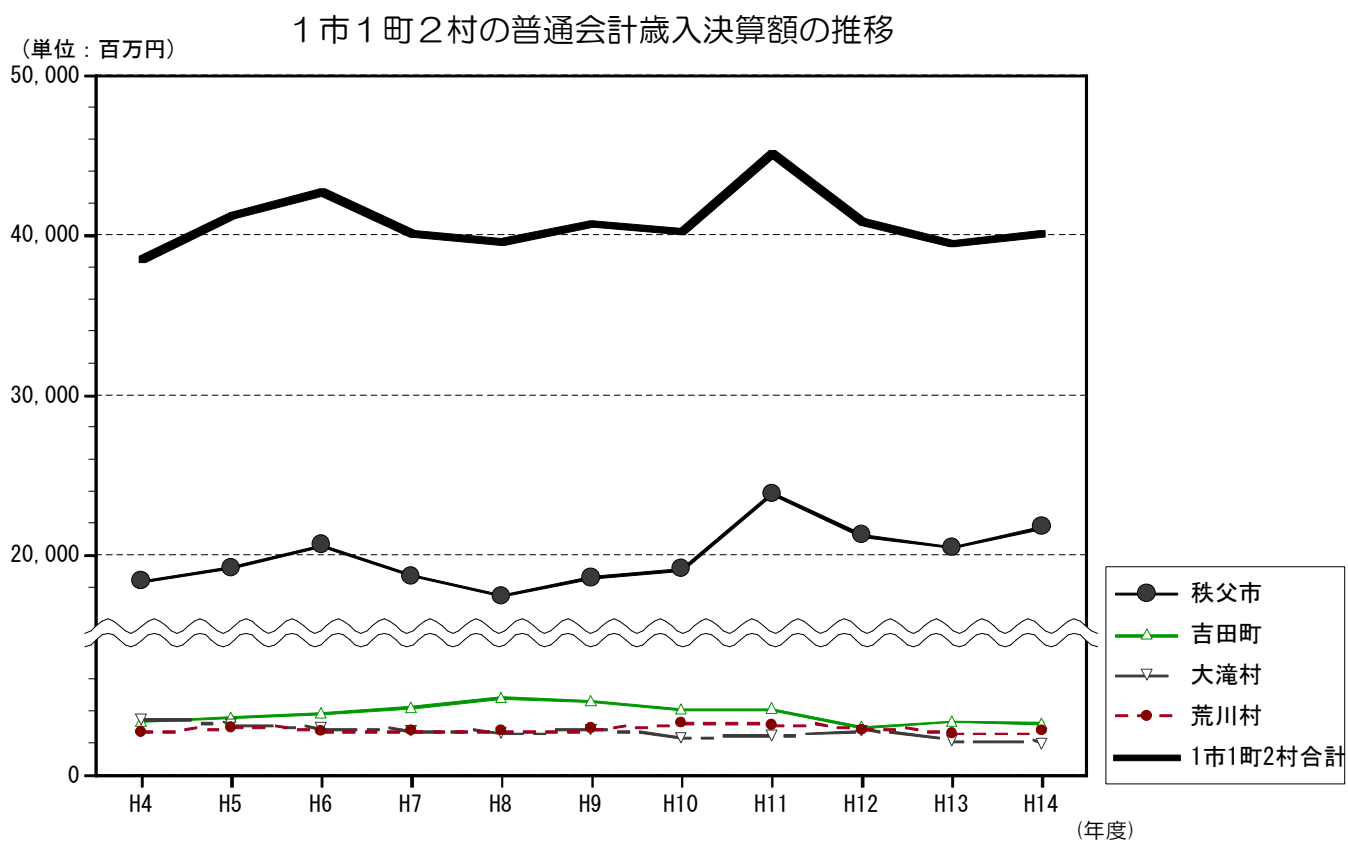
一方、国勢調査によれば、人口は減少傾向になっています。

このため、道路整備や鉄道、バスなどの交通手段を充実し、通勤・通学圏域の拡大を図ることにより、雇用の場の広がりや人口流出を抑制し、人口減少傾向に歯止めをかけます。そして、森林・水をはじめとする豊富な地域資源を有効に活用した新たなプロジェクトによる雇用の創出により、人口の増加を目指します。

4-3 財政指標の概要

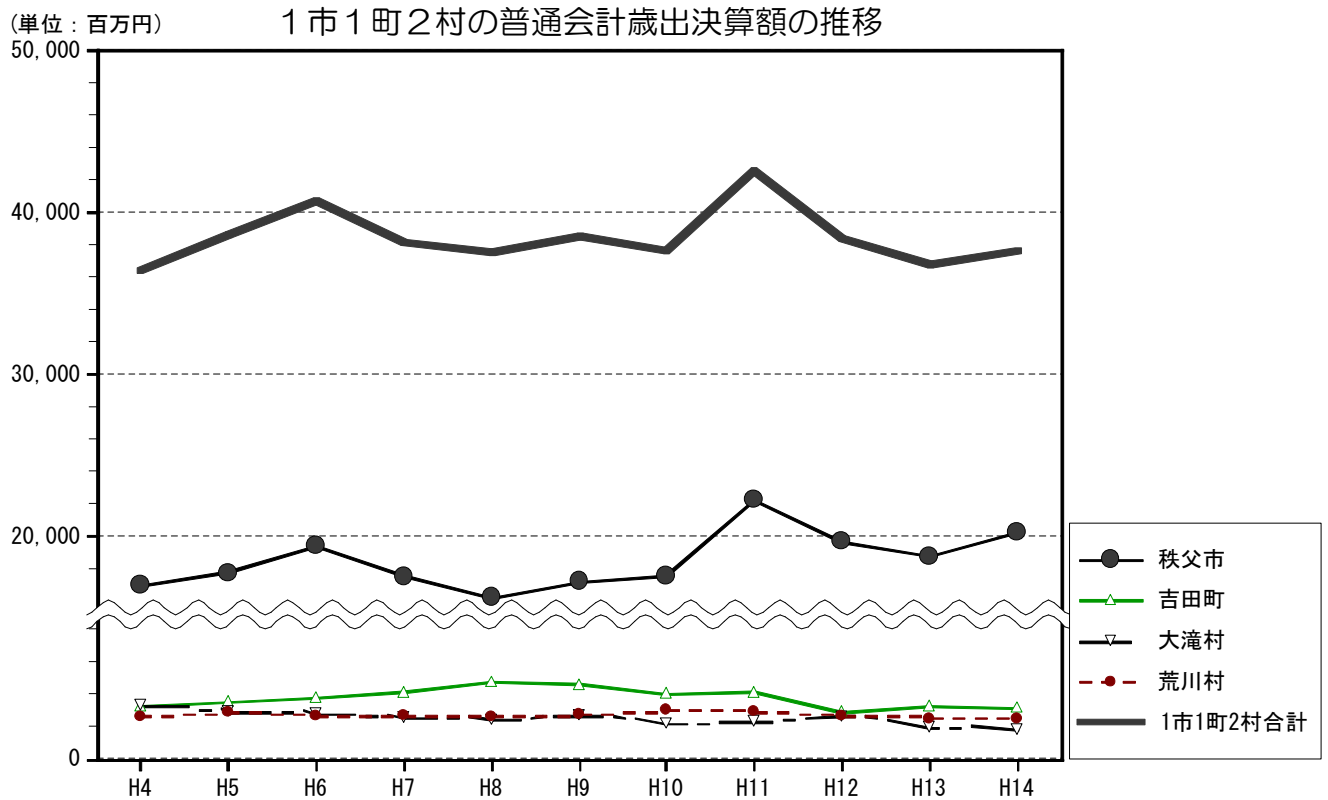
平成14年度の1市1町2村の普通会計の歳入総額は、秩父市が約218億円、吉田町が約33億円、大滝村が約20億円、荒川村が約28億円であり、合計すると約299億円という規模になっています。

平成4年度からの推移をみると、秩父市を除き平成8～10年度をピークに減少傾向にあります。



平成 14 年度の 1 市 1 町 2 村の普通会計の歳出総額は、秩父市が約 203 億円、吉田町が約 32 億円、大滝村が約 18 億円、荒川村が約 25 億円であり、合計すると約 278 億円という規模になっています。

平成 4 年度からの推移をみると、秩父市を除き平成 8～10 年度をピークに減少傾向にあります。



(1) 決算収支(実質収支等)

実質収支^{※1}では、1市1町2村とも黒字になっておりますが、実質単年度収支^{※2}では、平成13年度以降赤字の市町村がみられます。このことは財政調整のための基金の取り崩しが進んでいることを示していることから、限られた財源の中での収支均衡のとれた財政運営を図る必要があります。

※1. 当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額で、発生主義の要素を加えて財政収支の結果をとらえようとするもの

※2. 単年度収支から実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩額）を差し引いた額

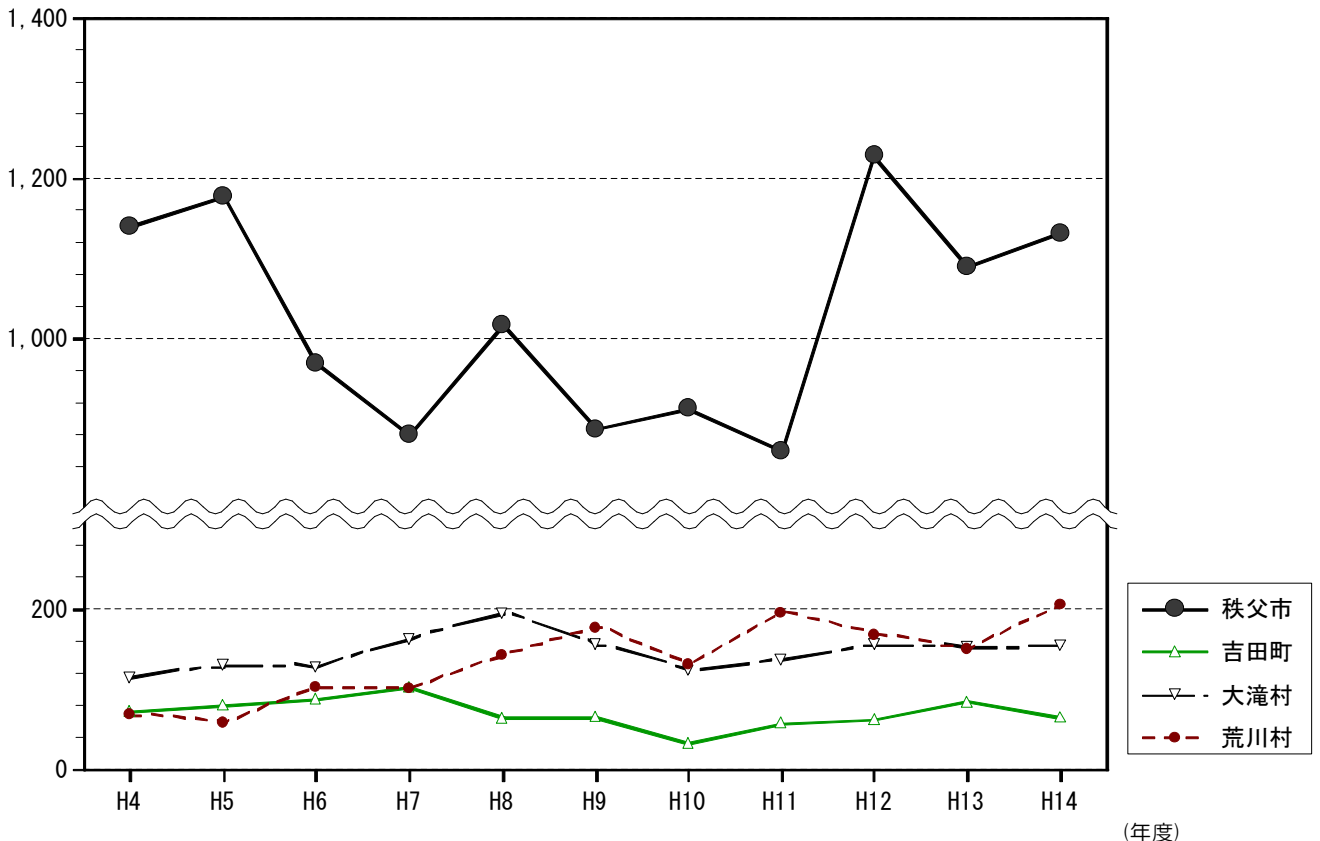
実質収支

(単位:千円)

| | 秩父市 | 吉田町 | 大滝村 | 荒川村 |
|--------|-----------|---------|---------|---------|
| 平成4年度 | 1,140,523 | 73,250 | 114,602 | 69,457 |
| 平成5年度 | 1,178,372 | 80,144 | 130,596 | 58,842 |
| 平成6年度 | 969,327 | 88,338 | 127,805 | 103,437 |
| 平成7年度 | 881,147 | 102,849 | 162,672 | 101,120 |
| 平成8年度 | 1,017,729 | 64,229 | 194,615 | 143,049 |
| 平成9年度 | 887,976 | 66,378 | 156,386 | 176,804 |
| 平成10年度 | 914,182 | 33,065 | 124,192 | 131,840 |
| 平成11年度 | 860,152 | 58,683 | 136,875 | 195,688 |
| 平成12年度 | 1,229,437 | 62,220 | 156,242 | 167,854 |
| 平成13年度 | 1,090,166 | 84,634 | 152,961 | 150,179 |
| 平成14年度 | 1,131,850 | 65,787 | 155,440 | 205,858 |

(単位:百万円)

1市1町2村の実質収支の推移



実質単年度収支

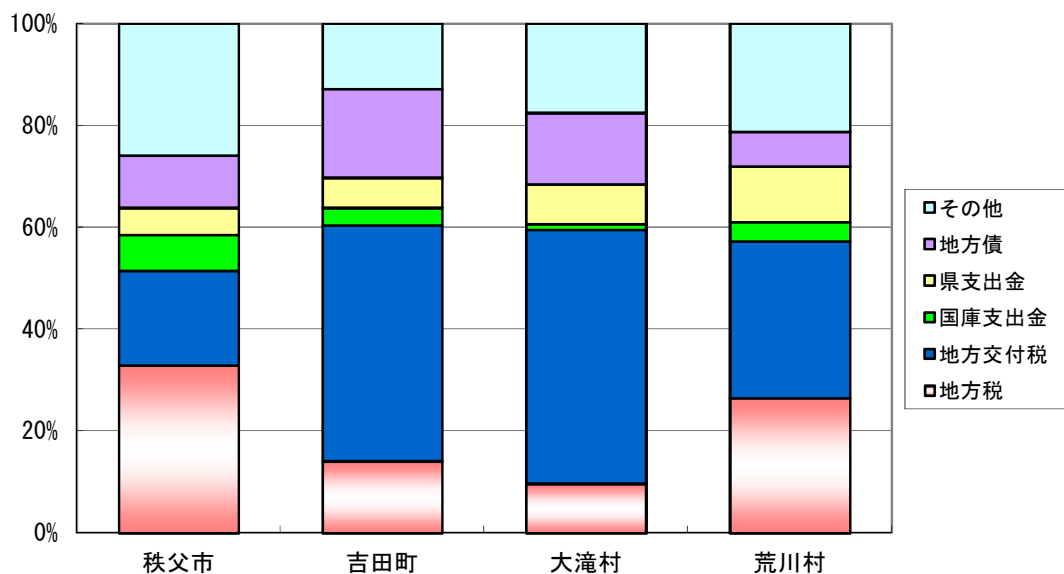
(単位：千円)

| | 秩父市 | 吉田町 | 大滝村 | 荒川村 |
|--------|----------|---------|---------|----------|
| 平成 4年度 | 312,334 | 137,795 | -88,208 | 101,478 |
| 平成 5年度 | -237,203 | 17,994 | -27,721 | -8,488 |
| 平成 6年度 | -742,056 | 36,245 | -32,614 | 197,171 |
| 平成 7年度 | 319,716 | 40,052 | 86,977 | 92,963 |
| 平成 8年度 | 644,286 | 37,560 | 53,803 | -31,498 |
| 平成 9年度 | -20,206 | 149 | 23,222 | 13,765 |
| 平成10年度 | 217,510 | 50,327 | 29,132 | -178,364 |
| 平成11年度 | 73,240 | 62,624 | 14,270 | 16,529 |
| 平成12年度 | 671,890 | 36,375 | 70,504 | 116,982 |
| 平成13年度 | -35,210 | -9,270 | -2,280 | 50,971 |
| 平成14年度 | -957,608 | 65,655 | -31,788 | 8,889 |

(2) 歳入構造

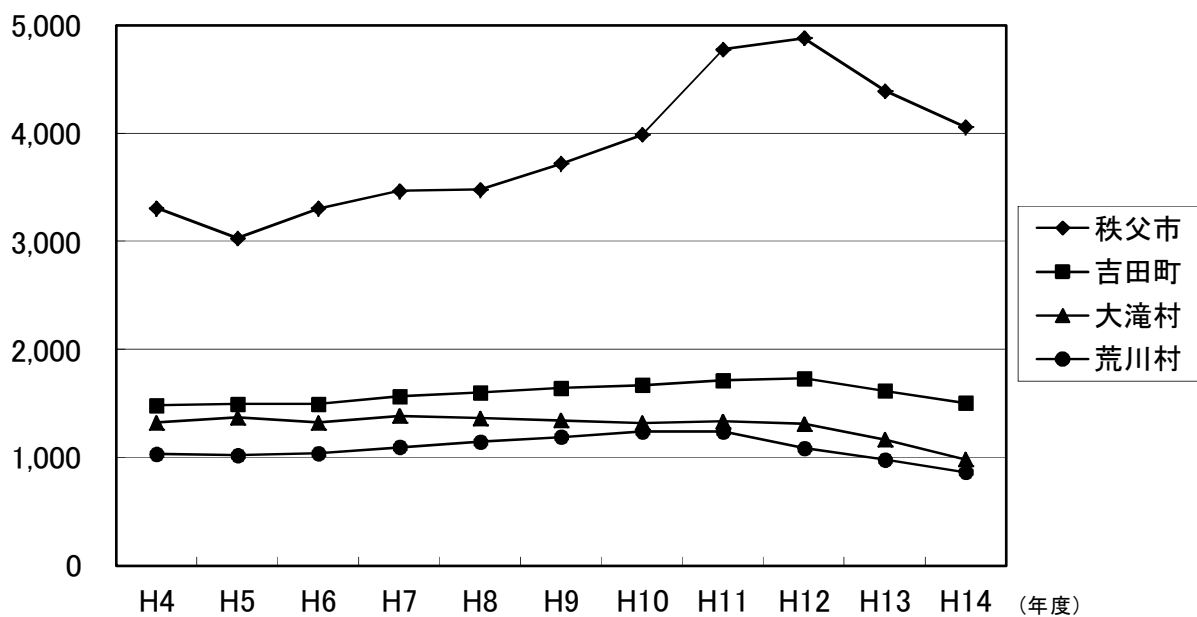
歳入構造を地方税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債、その他の項目で見ると、平成14年度において、地方税の割合が30%を超えているのは秩父市となっています。また、荒川村は20%台、吉田町と大滝村は20%未満と歳入に占める地方税の比率が低い状況にあり、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債に依存する体質となっていることから、今後、これらの動向に留意する必要があります。

1市1町2村の平成14年度における歳入構造



1市1町2村の地方交付税の推移

(単位: 百万円)



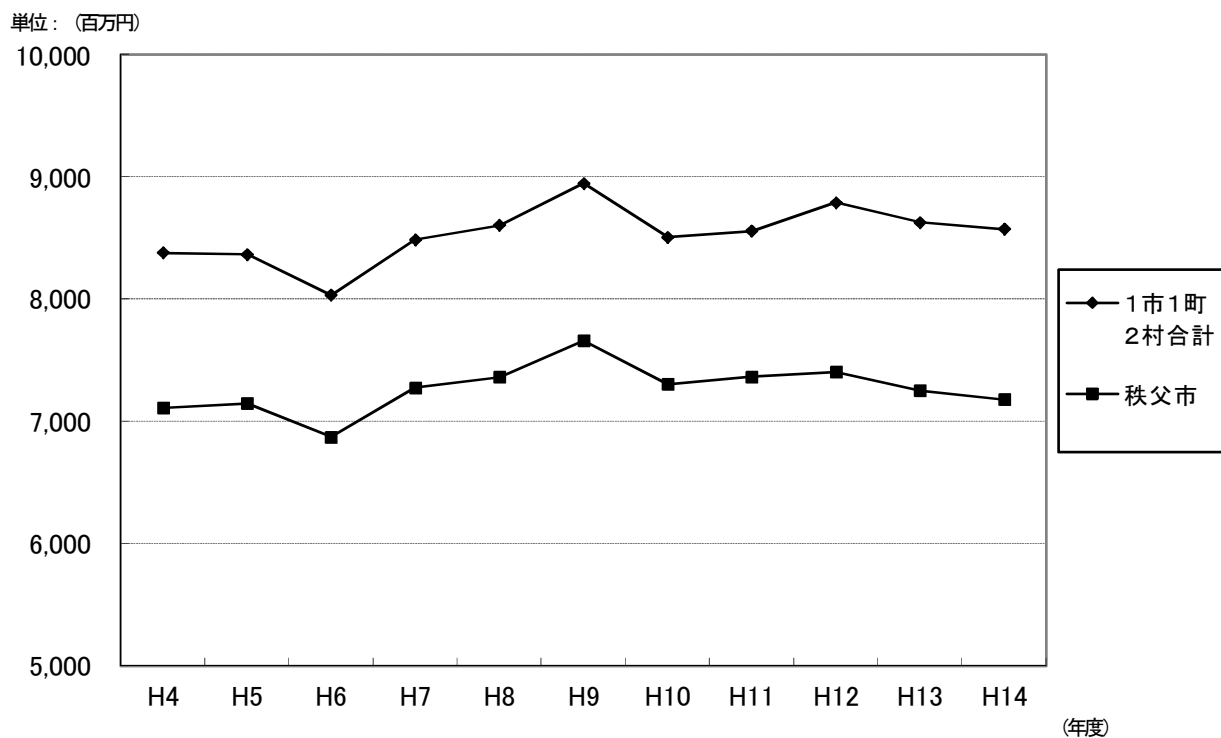
(3) 地方税収入

地方税収入において、荒川村を除く市町村で平成9年度をピークに減少傾向にあります。

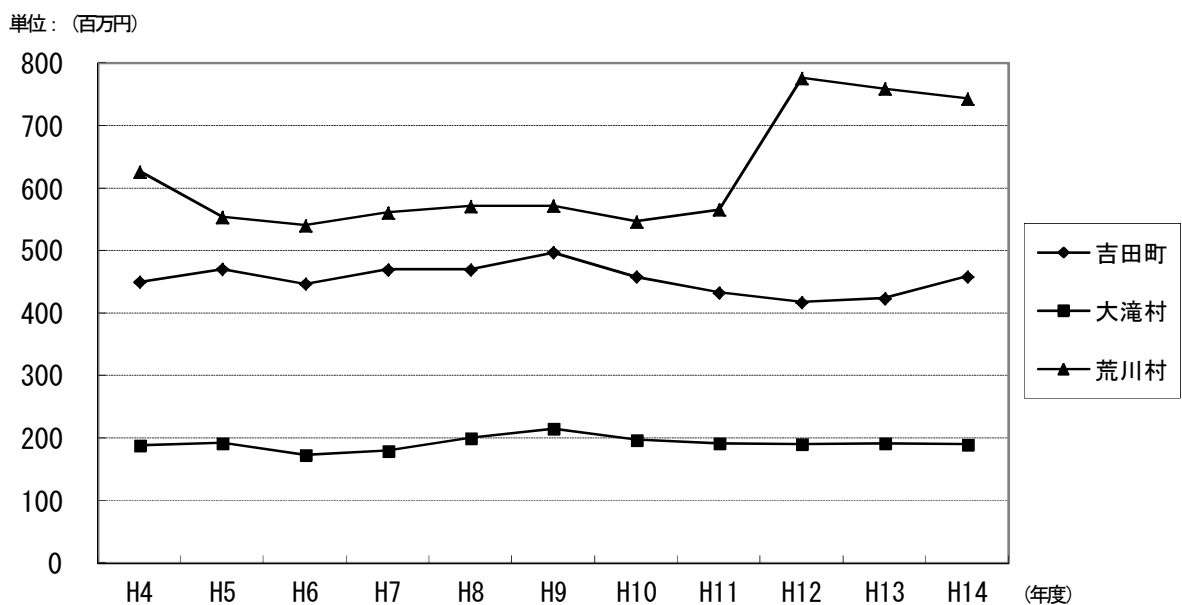
現在1市1町2村で人口減少が続き、今後もさらに、人口減少、少子高齢化、不況の長期化が進行すれば、1市1町2村の地方税収入の構成から、地方税収入は伸び悩む（あるいは減少）状況が続いていくものと予想されます。

また、財政力指数も低く、財政上の自主性及び安定性の基盤を確保することが課題となっています。

1市1町2村・秩父市の地方税収入の推移



吉田町・大滝村・荒川村の地方税収入の推移



(4) 財政力指数・自主財源比率

財政力指数とは、財政基盤の強さを示す指標で、標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを表すものであり、数字が大きいほど財政力が強いと見ることができます。

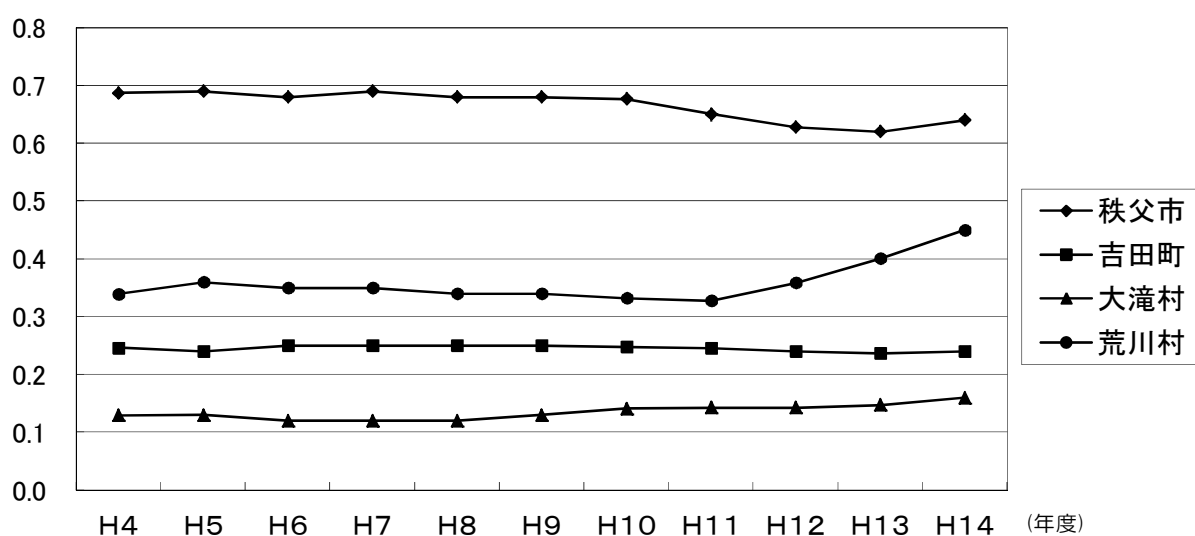
平成14年度(平成12~14年度平均)の指数を高い順に見てみると、秩父市0.635、荒川村0.451、吉田町0.244、大滝村0.163となっています。平成13年度類似団体と比較すると、上回っているところもありますが、平成14年度の埼玉県市町村の平均0.809と比較すると大きく下回っています。

地方交付税に関しては、今後減額が予想されることから、財政運営はさらに厳しくなることが予想されます。

財政力指数

| | 秩父市 | 吉田町 | 大滝村 | 荒川村 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 平成4年度 | 0.687 | 0.246 | 0.130 | 0.339 |
| 平成5年度 | 0.690 | 0.240 | 0.130 | 0.360 |
| 平成6年度 | 0.680 | 0.250 | 0.120 | 0.350 |
| 平成7年度 | 0.690 | 0.250 | 0.120 | 0.350 |
| 平成8年度 | 0.680 | 0.250 | 0.120 | 0.340 |
| 平成9年度 | 0.680 | 0.250 | 0.130 | 0.340 |
| 平成10年度 | 0.677 | 0.248 | 0.141 | 0.332 |
| 平成11年度 | 0.651 | 0.246 | 0.143 | 0.328 |
| 平成12年度 | 0.628 | 0.240 | 0.143 | 0.359 |
| 平成13年度 | 0.620 | 0.237 | 0.147 | 0.401 |
| 平成14年度 | 0.635 | 0.244 | 0.163 | 0.451 |
| 同 類似団体 | 0.700 | 0.300 | 0.200 | 0.300 |

1市1町2村の財政力指数の推移



自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当します。自主財源の歳入全体に占める割合を自主財源比率といい、この比率は高ければ高いほど良いといえます。

平成 14 年度で高い順に見てみると、秩父市 53.7%、荒川村 43.2%、大滝村 24.4%、吉田町 21.8%となっています。

平成 13 年度類似団体比較では、上回っているところもありますが、平成 14 年度の埼玉県市町村の平均が 62.4%であることから、これに対しては大きく下回っています。

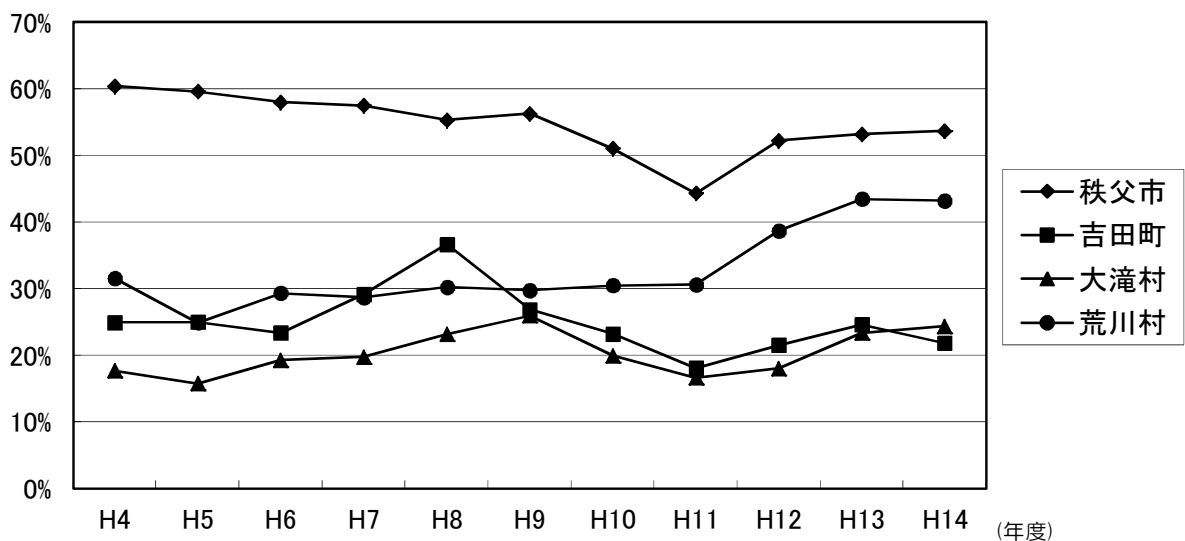
このように、財政力指数及び自主財源比率を見ても、1 市 1 町 2 村とも財政上の自主性を確保することが課題となっています。

自主財源比率

(単位：%)

| | 秩父市 | 吉田町 | 大滝村 | 荒川村 |
|----------|------|------|------|------|
| 平成 4 年度 | 60.4 | 25.0 | 17.7 | 31.5 |
| 平成 5 年度 | 59.6 | 25.0 | 15.8 | 24.9 |
| 平成 6 年度 | 58.0 | 23.4 | 19.3 | 29.3 |
| 平成 7 年度 | 57.5 | 29.2 | 19.8 | 28.7 |
| 平成 8 年度 | 55.3 | 36.7 | 23.2 | 30.2 |
| 平成 9 年度 | 56.3 | 26.9 | 26.0 | 29.8 |
| 平成 10 年度 | 51.0 | 23.2 | 19.9 | 30.5 |
| 平成 11 年度 | 44.3 | 18.1 | 16.6 | 30.6 |
| 平成 12 年度 | 52.2 | 21.6 | 18.0 | 38.7 |
| 平成 13 年度 | 53.2 | 24.6 | 23.4 | 43.4 |
| 平成 14 年度 | 53.7 | 21.8 | 24.4 | 43.2 |
| 同類似団体 | 53.9 | 30.8 | 26.4 | 30.8 |

1 市 1 町 2 村の自主財源比率の推移



(5) 経常収支比率

財政の弾力性を示す指標である経常収支比率^{※1}（低いほど弾力性が高い）は、平成14年度で秩父市84.8%、吉田町84.1%、大滝村91.6%、荒川村83.9%と、一般的に妥当であるといわれる市の80%、町村の75%を超える状況となっています。また、平成4年度と比較すると、秩父市+13.2ポイント、吉田町+12.2ポイント、大滝村+15.9ポイント、荒川村+18.9ポイントと1市1町2村とも10ポイント以上悪化しており、財政の硬直化が懸念されます。

※ 1.毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合

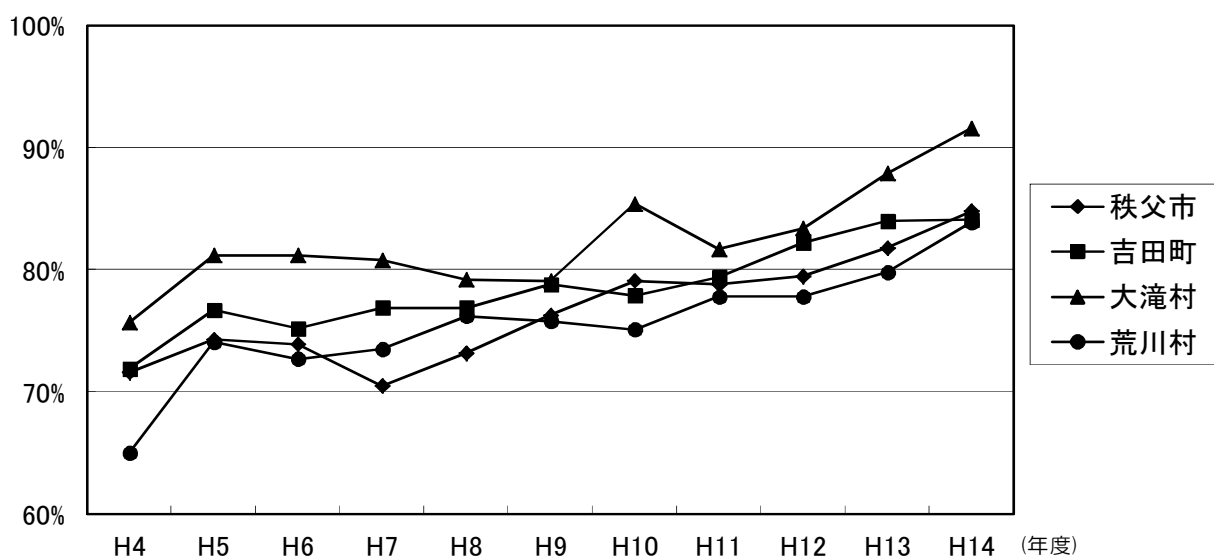
経常収支比率

(単位：%)

| | 秩父市 | 吉田町 | 大滝村 | 荒川村 |
|--------|------|------|------|------|
| 平成4年度 | 71.6 | 71.9 | 75.7 | 65.0 |
| 平成5年度 | 74.3 | 76.7 | 81.2 | 74.1 |
| 平成6年度 | 73.9 | 75.2 | 81.2 | 72.7 |
| 平成7年度 | 70.5 | 76.9 | 80.8 | 73.5 |
| 平成8年度 | 73.2 | 76.9 | 79.2 | 76.2 |
| 平成9年度 | 76.3 | 78.8 | 79.1 | 75.8 |
| 平成10年度 | 79.1 | 77.9 | 85.4 | 75.1 |
| 平成11年度 | 78.8 | 79.4 | 81.7 | 77.8 |
| 平成12年度 | 79.5 | 82.2 | 83.4 | 77.8 |
| 平成13年度 | 81.8 | 84.0 | 87.9 | 79.8 |
| 平成14年度 | 84.8 | 84.1 | 91.6 | 83.9 |
| 同類似団体 | 84.5 | 80.8 | 82.3 | 80.8 |

※減税補てん債、臨時財政対策債等含む。

1市1町2村の経常収支比率の推移



第5章 新市の将来像

5-1 新市の将来像

まち輝き むら際だち 森と水のちからほとばしる
助けあい 温もりのまち ちちぶ

新市は、幾重にも織りなす山々に囲まれ、山の緑、蒼く澄んだ水の流れ、四季折々に咲き乱れる花など、豊かな自然環境を有しています。

1市1町2村の総面積は、577km²余りで、県全体の面積のおよそ15%を占めますが、人口は約7.4万人で、わずか1.1%となっています。

道路交通網においては、平成10年に、未開通であった国道140号雁坂トンネルが開通し、山梨県方面への交通の利便性が飛躍的に向上しました。さらに、地域高規格道路となる西関東連絡道路（国道140号バイパス）の整備も今後早期に進むことが予想され、新市を取り巻く環境は大きく変化しており、首都圏から60～80km圏にあり、豊かな自然と伝統文化に彩られた1市1町2村は大きな注目を浴びています。

1市1町2村は、これまで豊かな自然や伝統文化など地域の特色を生かしながら地域づくりに取り組んできました。新市においても、これまでの取組を生かしながら、そこに住む人々が安心して住み続けることのできるまちづくりを推進していくことが重要です。

こうしたことから、新市において「まち」と「むら」が持つ特色を発揮し合い、共に地域をつくるという理念に沿い、地域に息づく歴史的、文化的資源を守り活用し、創造的な文化活動や産業活動が活発に行われる彩り豊かで、すべての人々が助けあい、安心していつまでも住み続けられる「まち輝き むら際だち 森と水のちからほとばしる 助けあい 温もりのまち ちちぶ」を新市の将来像とします。

まち輝き むら際だち・・・単に効率性だけを追求する合併ではなく、この地域がひとつになることで生まれる力を発揮して、新産業や新財源を創出し、快適な生活環境を整備するなど、「まち」も「むら」も共に輝き際だつ地域をつくります。

森と水のちからほとばしる・・・新市は、人口は少ないものの森林資源が豊富でその面積は広大です。この地域がひとつになることで生まれる力を発揮して、単に木材生産という視点だけでなく、森林資源を積極的に活用して新産業（自然景観を生かしたロケーションポスト、新エネルギー利用 etc）や公益的機能という視点に着目した新財源（水源税、森林環境税 etc）を創出します。

助けあい 温もりのまち・・・災害に強いまちづくり、保健・医療・福祉の充実、旧市町村間連絡道路や公共交通体系づくり、自然環境の保全、生活環境の向上などを図り、住民が自分たちの手で自分たちの夢を実現できる夢空間を創造することにより、子どもからお年寄りまで、すべての人々が助けあい、安心していつまでも住み続けられる温もりのあるまちをつくります。

5-2 新市の基本理念

① いつまでも安心して住み続けられる助けあい温もりのまち

本地域は、埼玉県内でも少子高齢化が進んでいる地域であるとともに、今後ますます進行することが予想されています。こうした中であって、一人ひとりの暮らしを社会全体で支え、助けあい温もりの感じられる地域社会をつくることが求められています。

こうしたことから、広域的な視点に立った公共施設や道路網の整備を進めることはもとより山間部などの道路網整備を優先的に進めていきます。また、行政サービスのネットワーク化や公立医療機関を核とした地域医療体制の整備等を図り、質の高い行政サービスを提供し、高齢者や障害を持つ人も持たない人も、また、山あいに住んでいる人もそうでない人もすべての人々が安心していつまでも住み続けられる温もりのあるまちづくりを進めます。

② 伝統文化の息づくまち

秩父には、多くの祭り、郷土芸能が今なお連綿と引き継がれ、そこに「秩父」という文化が育まれています。

こうした文化を受け継ぎながらも、新しい時代の潮流を敏感に感じ、古いものと新しいものとを調和した新たな「ちちぶ」を創造します。また、地域、家庭、学校が連携し、少人数学級の推進など地域に根ざした特色ある学校づくりを進めるとともに、生涯学習、コミュニティ活動を通じ、「生きる力」をもつ人づくりを行います。そして、そこに暮らす人や訪れる人、すべての人が伝統の温もりに触れ、新鮮な感動の湧き上がる伝統文化の発信基地「ちちぶ」づくりを進めます。

③ 森と水のちからほとばしるまち

森林は、酸素を作り、水を蓄えるといった地球環境に果たす役割や森の恵みを与え、生き物を育み、人類の文化を支える力となっているものです。そうした本来森林が担っている役割、あるいは機能は、環境の世紀といわれる今日において大変重要なものとなっています。

こうした森の力と水の力を環境面から再評価し、自然環境を最大限に生かしたまちづくりを進めます。さらに、森林資源を活用した新エネルギー産業などの新産業の創出に「産・官・学」が連携して取り組みます。

5-3 新市の基本理念に基づく分野別の分類

「まち輝き むら際立ち 森と水のちからほとばしる 助けあい 温もりのまち ちちぶ」という将来像を実現するためのまちづくりは、日々の生活の様々な場面・分野に関わっており、住民と行政が協働で推進する必要があります。

1市1町2村は、地域性を活かすとともに、これまでの施策の継続し、新しいまちづくりを一体的に進めるという観点から、各市町村の総合振興計画等の施策や、住民アンケート等に基づく意見などを参考に、基本理念に基づきまちづくりに関わる分野を下記のとおり分類し、取り組むべき方向性（基本方針）を示しました。

【いつまでも安心して住み続けられる助けあい温もりのまち】

- ▷ 都市基盤 「人にやさしい暮らしを支えるまちづくり」
- ▷ 健康・福祉 「やすらぎと温もりのあるまちづくり」

【伝統文化の息づくまち】

- ▷ 教育・文化 「次代を担う人を育むまちづくり」
- ▷ 行政・コミュニティ 「ともにきづく市民参加のまちづくり」

【森と水のちからほとばしるまち】

- ▷ 自然環境・生活環境 「うるおいと憩いのある美しいまちづくり」
- ▷ 農林業・工業・商業 「森と水のちからほとばしる活力あるまちづくり」
- ▷ 観光 「ふれあいと感動あふれるまちづくり」

以降、まちづくりの基本方針と具体的取組例を示します。

5-4 新市の基本方針と方向性

基本方針1：人にやさしい暮らしを支えるまちづくり

【方向性】

1市1町2村の一体的な発展を進めるためには、地域の資源や施設を共有し、拠点機能を分担・連携しながら、地域間の連携・交流を推進する快適で利便性の高い都市基盤や生活環境の整備・機能強化が重要です。

そのため、公共交通網を含む、交通ネットワークの整備、情報通信環境の整備、生活環境の充実、定住機能の強化を図っていきます。

基本方針2：やすらぎと温もりのあるまちづくり

【方向性】

近年、高齢化や出生率の低下、核家族化、家庭内での扶養機能の低下、価値観の多様化などから、住民の福祉に対するニーズにも多様化がみられます。

本地域においても、急速な少子高齢化が進み、今後この傾向がさらに進むことが予想されており、自立意識が高い健康な高齢者が増える一方、介護を要する高齢者の急増も見込まれ、高齢化対策が緊急かつ重要な課題となっています。

そのため、「予防医療」から「在宅医療」までの一貫性のある地域医療の体制づくりを進めます。また、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを進めるため、子育てについて重点的支援を行います。

基本方針3：次代を担う人を育むまちづくり

【方向性】

本地域では、高等学校卒業後の若年層の多くが、高等教育を受ける機会を求め流出しています。

高度な専門知識を身に付ける機会に対する要望は、非常に大きなものがありこの傾向は少子化の流れの中でさらに増大するものと思われます。

そのため、地域内の高等教育機会の確保を目指すとともに、学校教育・社会教育への施策を展開します。

また、地域づくりの担い手を育成するための仕組みづくりを進め、地域の伝統文化・郷土芸能の新たな担い手の発掘・育成をより積極的に推進します。

基本方針 4：ともにきずく市民参加のまちづくり

【方 向 性】

近年、住民ニーズの多様化、住民意識の高まりの中で、市民活動の活性化や行政のスリム化の要請は、一層の高まりを見せています。このような社会環境の変化に対応し、住民が主人公となるまちづくりを推進するためには、市民と行政がパートナーとしてお互いの役割や責任を認識しながら、それぞれの立場に立って互いに尊重し、協力し合いながら積極的にかかわっていくことが望まれ、そのパートナーとなりうるNPOなどの市民団体の育成に取り組んでいきます。

基本方針 5：うるおいと憩いのある美しいまちづくり

【方 向 性】

豊かな自然を有している本地域は、その恵みを活用しながら歴史や文化を育んできました。

一方、近年は、地球温暖化をはじめとする地球環境問題に対する関心が高まり、自然環境の保護・保全や省資源社会の構築が全国的な課題となっています。

そのため、森林などの自然環境を積極的に保護・保全するとともに、資源循環型社会を構築するための新エネルギー産業の創出に取り組み、清潔で快適な生活環境をつくります。また、歴史的遺産の活用や公園整備などによるゆとりある生活空間づくりを推進し、うるおいと憩いのある美しいまちづくりを実現します。

基本方針 6：森と水のちからほとばしる活力あるまちづくり

【方 向 性】

秩父地域の特性である豊かな森林資源を守るため、高度な技術や能力を持った林業労働力の育成や、住民参加の森林づくりなどを目指し、新たな雇用の場の創出を行っていきます。

また、観光農業、地場産業の振興策、新たなビジネスモデルの導入による商店街活性化等を展開します。

基本方針 7：ふれあいと感動あふれるまちづくり

【方 向 性】

本地域は、大地の恵みや祭りなどの伝統行事、郷土芸能など、歴史的、文化的観光資源が豊富で、県南や都心の人々から観光地として親しまれています。

特に、都心から適度な距離に位置するという地の利から、日帰り観光地として定着しています。

今後、本地域では、「見る観光、通過型観光」から「感動体験する宿泊型の観光」への転換を促進し、観光ニーズの多様化、高質化に応えた観光産業の実現を推進します。

5-5 新市の主要プロジェクト

新市の将来像「まち輝き むら際だち 森と水のちからほとばしる 助けあい 温もりのまち ちちぶ」の実現にむけ、まちづくりの基本方針、住民の合併に対する意識・期待などから、住民が望む新しいまちづくりに向けた代表的な取組を、新市の主要プロジェクトとして位置付けます。

主要プロジェクト1：「人づくりはくにづくり」推進プロジェクト

地域の発展の基礎は人材の育成です。将来の新市の発展は、いかに「人づくり」を行っていくかにかかっています。そのためには、将来を担う児童・生徒の学力向上を中心として、次のような地域独自の積極的な取組を推進します。

構造改革特別区域法に基づく認定を受け、新市単独で教員を採用し、少人数学級や語学教育を推進します。また、教員の資質向上を図るため、新市で指導主事の増員を図ります。

地域の特色を生かして、志高き人づくりのための教育研究を中心に、不登校問題など教育に関する総合的な相談機能や教員の研修機能も有する教育研究所を設置し、「秩父の教育」を広く全国に発信します。

主な取組

- 少人数学級の推進
- 語学教育の推進
- 指導主事の増員
- 教育研究所（教育相談機能及び研修機能を含む。）の設置

主要プロジェクト2：助けあい・温もりのまちプロジェクト

新市は、65歳以上の老年人口の割合が県平均よりも高く、少子高齢化が進行しており、住民の方々が、いつまでも住み続けたいと思えるような生活環境づくりが求められています。

一方、新市は住民の連帯意識が比較的強く、地域福祉が根ざしていく要素があります。

したがって、子育て支援策や教育、高齢者・障害者支援策など、日常生活における「助けあい・温もりの理念」に基づくきめ細かなサービスを受けられるような仕組みづくりを推進します。また、大滝温泉を活用したリハビリ施設等の整備を図り、医療サービスの提供とともに地域における雇用の創出も目指します。

地域医療・保健では、道路網整備などによって拠点的医療施設への移動時間の短縮を図るとともに、検診による早期治療の推進や、食を含めた日常生活における健康づくりの推進など、予防医療の充実も目指します。

また、小・中学生の学習環境の向上と建物の耐用年数の延長を図るため、築30年以上経過した校舎や体育館等について大規模な改修を実施します。

主な取組

- 大滝温泉を活用したリハビリ診療所の建設
- 市立病院、大滝診療所を核とした地域医療体制の整備
- 高齢者福祉施策の充実
- 障害者福祉施策の充実
- 子育て支援体制の整備
- 小中学校施設（給食施設を含む。）のリニューアル事業の推進
- 健康づくり事業の推進

主要プロジェクト3：地域産業・雇用機会創出プロジェクト

雄大な自然は秩父地域の最大の魅力であり、また、自他ともに認める秩父地域の代表的なイメージでもあります。

一方、就労の場が少ないことから若年層を中心とした流出による人口の減少が進んでおり、雇用機会の創出に対する住民の要望は強まっています。

そこで、この地域の持つ森と水のちからを最大限に生かしたまちづくりとして、森林の適正な管理を前提に、森林資源を活用した新エネルギー産業（木質系バイオマス発電など）への取組による新産業を創出し、雇用機会の拡大を図ります。

また、道路網の整備などで交通利便性を向上させ、職住近接や自然豊かな環境の良さ、環境意識の高さなど、新市の魅力を踏まえた企業誘致活動を積極的に展開し、地域の雇用創出につなげます。

さらに、高齢化の進展によって介護・福祉サービスへの需要が拡大しており、施設の新設を含め、これらに対応した地域での雇用機会の拡大についても取り組むとともに、少人数学級実施のため新市で教員を採用します。

主な取組

- 森林資源を活用した新エネルギーの検討と施設整備
- 企業誘致活動の推進
- 社会福祉協議会等を核とした介護・福祉サービス産業の育成
- 観光産業の展開による新たな雇用機会の創出
- 森林管理道の開設、整備
- 大滝温泉を活用したリハビリ診療所の建設
- 少人数学級実施にかかる教員の採用

主要プロジェクト4：感動体験・秩父魅力アッププロジェクト

新市内全域には、国・県の自然公園にも指定されている多くの美しい自然をはじめ、秩父札所などの歴史的・文化的建築物やまつり、温泉など多くの観光資源があります。

今後も、観光農業などの体験型観光の育成や、観光の大きな楽しみである“食”や“花”のアピール、歴史的町並みの保全やまつりの活性化、公園整備などによって、新市全体の魅力向上を図ることが大切です。

こうした地域固有の伝統や文化を維持したまちづくりを推進するため、基金を積立て、その運用益で、財政面から恒常的に地域の実情や工夫にあわせたイベントなどの活動を支援していきます。

また、美しい自然景観をはじめとして歴史的・文化的建築物、郷愁ある山間地域の風景を守るとともに、公園の整備や新市内全域に景勝地（ビュースポット）を発掘することにより、新たな観光資源としての活用を目指します。

これら個々の魅力向上に加え、道路網などの整備によって、それらの連携を図り、来訪者層の拡大や魅力の複合化による相乗効果の創出を目指します。

主な取組

- ・ 景勝地（ビュースポット）の整備
- ・ グリーンツーリズム等の観光メニューの開発及び情報発信
- ・ まつり・地域イベントへの支援
- ・ 歴史的町並みの整備、保全
- ・ フラワーロード、フラワーパークの整備
- ・ 公園の整備
- ・ 伝統文化の継承

主要プロジェクト5：新市内20分道路整備プロジェクト

新市の大半は山間部であり、現在の道路網は狭隘な区間も多く、医療施設などの拠点的施設までの移動時間の短縮（安心）、交通渋滞の解消（利便性）、緊急時の代替ルートの確保（安全）など、住民生活の安全性や快適性を大きく向上させる施策が求められています。

また、県南地域や都心との交流を支える鉄道駅までのアクセス交通を強化することによって、他地域への通勤・通学の利便性の向上を図り、若者等の地域離れを抑制し、さらには自然等の恵まれた住環境を有する居住地を求める転入者の増加を図ることも期待されています。

以上の観点から、住民生活の質的向上や居住地としての魅力向上などを行うとともに、新市の一体性を確保することを目的として、新市内の各地域から新市の玄関口である西武秩父駅や秩父駅周辺までの到達時間を20分以内とするためにトンネルを建設し、それと一体となる幹線道路網及び地域道路網の構築を目指します。

主な取組

- ・ 大滝～荒川間のトンネルの建設（県事業）
- ・ 吉田～秩父間のトンネルの建設
- ・ 主要地方道秩父荒川線（県道）の改良
- ・ 幹線道路網の整備

主要プロジェクト6：生活道路・通学路等整備事業倍増プロジェクト

新市の道路の整備率は、県道では舗装率が90%を超えている状況にありますが、市町村道については県の平均舗装率64.6%と比較して51.9%（道路延長=998km、うち舗装延長=518km）と低く、住民生活の向上を図るためには、生活道路を中心として舗装率の向上、通学路の交通安全対策の推進など住民に身近な道路の整備を図ることが期待されます。

また、これらの道路の整備と併行し、道路側溝や排水路を一体的に整備していく必要があります。

これらの事業は、平成16年度における事業費をベースにして10年間その2倍の額を確保し、計画的かつ速やかに整備を進めます。

- 主な取組**
- ・ 生活道路・通学路の新設、改良、舗装
 - ・ 排水路の新設、改修

主要プロジェクト7：公共交通機関ネットワーク維持・強化プロジェクト

新市の公共交通機関は、鉄道とバスがありますが、交通利便性における地域間格差があり、市域の均衡ある発展を目指す上で、互いに機能を補いながらネットワークを維持、強化し続けていく必要があります。

鉄道は、都内や、県内の各地域へのアクセスを図るうえで重要な軸であり、今後ともその存続を図っていかねばなりません。

また、バスは買い物や通勤・通学、医療や福祉サービスなどの生活圏内の移動をはじめ、鉄道との連絡による他地域との交流を支えるなど、地域住民にとってその充実が不可欠です。

このため、鉄道事業に対しては、秩父の「芝桜の丘」のように鉄道利用客の増加を図るための新たな事業展開を進めるとともに、必要性があれば直接的な支援も検討していく必要があります。

また、バスについても新市内を循環するバスの導入を検討するため、既存のバス事業者と十分な話し合いを行います。

- 主な取組**
- ・ 鉄道、バスの利用促進策の導入
 - ・ 交通網の維持・確保のための鉄道事業者への支援
 - ・ 新市内循環バスの導入の検討

主要プロジェクト8：安心・快適・夢空間プロジェクト

「住民が安心して快適な生活を送ることができる」ための環境整備は、新市にとっても最重要課題です。このため、老朽化している火葬場や葬祭場を新築します。また、「よりおいしい水」を提供するための水道のリニューアル事業も実施します。

快適な生活環境の確保と下流地域に「きれいな水」を提供するための施策もこれまで以上に推進します。

また、防災無線の整備や地震対策を積極的に推進するとともに、「住」の確保についても推進します。

そして、合併に当たって住民に夢を持ってもらうための「学ぶ・憩う・集う」という機能を有する施設を整備します。

主な取組

- ・ 火葬場、葬祭場の建設
- ・ 水道の浄水場や老朽管のリニューアル
- ・ 下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進
- ・ 宅地造成、公営住宅の整備
- ・ 小中学校施設の耐震補強工事
- ・ 地域防災体制の整備
- ・ (仮称) ふるさと学習センターの建設

主要プロジェクト9：「学び・憩い・集い」推進プロジェクト

住民の学びに関するニーズは、地域を取り巻く社会環境の急激な変化と科学の急速な発展により、多様化・高度化しています。そのため、住民が生涯にわたって望む学習機会を提供できる文化的・科学的な情報を中心としたサービスの提供が求められます。

また、地域的に広大で時間的に長い新市の歴史が1か所で展示できるよう各地域における民俗資料を集約し、新市で責任を持って保管・展示することの検討も必要です。

そして、広大な面積を有する新市の住民が待ち合わせ場所として気軽に立ち寄れるような場所と駐車場の確保が求められます。

こうしたことを効率的に満たす機能を持った複合的な施設を整備します。

主な取組

- ・ (仮称) ふるさと学習センターの建設

主要プロジェクト 10: 情報化対応プロジェクト(テレビ難視聴地域の解消を中心として)

新市のテレビ難視聴地域では、現在、個別に組合方式による共同受信施設を設置し難視聴対策を行っています。しかし施設は老朽化し、また、2011年には、テレビのアナログ放送が終了し全面的にデジタル放送となる見込みであることから、これに対応した中継施設の整備についての対応が求められます。

このためのコストを考慮し、情報化時代に対応した代替的手段(地域型ケーブルテレビの活用など)についても検討を加え、テレビ難視聴地域の解消を図ります。

主な取組

- ・ デジタル放送に対応した中継施設の整備と代替手段の検討、その財政支援

第6章 新市の主要施策

6-1 主要施策の体系

5章で示した新市の基本方針と方向性に沿って、新市で実施する主要施策を次のような内容で整理します。

基本方針 1:

人にやさしい暮らしを支えるまちづくり

- 人々の暮らしや地域の産業を支える道路ネットワークの構築
- 安心して快適な生活基盤の充実
- 情報格差の是正
- 住環境の確保
- 身近な消防体制の充実と地域防災・防犯体制の充実
- 公共交通の確保
- 親水性に配慮した河川の整備

基本方針 2:

やすらぎと温もりのあるまちづくり

- 保健・医療の充実
- 高齢者の自立と健康の確保
- 障害者が安心して暮らせるまちづくり
- 要介護者予防活動や、要支援者支援の充実
- 子どもが健やかに育つ環境づくり

基本方針 3:

次代を担う人を育むまちづくり

- 学校教育の充実
- 教育環境の整備
- 生涯学習・スポーツの推進
- 地域文化活動の支援
- 交流体験を通じた人材育成の推進

基本方針 4：
ともにきず
く市民参加
のまちづく
り

- 各種公的サービス提供の充実
- 行政活動の透明性の確保
- 健全な行財政の運営
- 行政と住民とが協働して進める地域づくり

基本方針 5：
うるおいと
憩いのある
美しいまち
づくり

- 史跡などの歴史的資源や文化財などの保全
- 自然や農村的景観等憩いの場の創造
- ごみの減量化やリサイクルの促進
- 花のある地域づくりの推進

基本方針 6：
森と水のち
からほとば
しる活力あ
るまちづく
り

- 自然環境と産業の共生による雇用機会の創出
- 林業の振興
- 農業の振興
- 観光産業の振興や土産物のブランド化の展開
- 地域への企業（工場）誘致活動等の推進
- 地域資源との連携による商店街の活性化

基本方針 7：
ふれあいと
感動あふれ
るまちづく
り

- 新市全域に広がる観光ルートの創出
- 地域全体の観光の向上
- 来訪者が気持ち良く楽しむための支援

6-2 主要施策と事業

(1) 基本方針 1：人にやさしい暮らしを支えるまちづくり

① 人々の暮らしや地域の産業を支える道路ネットワークの構築

秩父地域は、山間部に位置するため、狭隘にして急カーブも多く移動に多大な時間を要するため、移動時間の短縮を図ります。また歩道が整備されていない区間があることから、通過車輛、特に大型車輛による住民生活への影響が大きく、その解消も必要です。

また、救急指定病院や、工業団地などに広域的につながる幹線道路については、今後とも整備を進める必要があります。

主要事業

- ・ 大滝～荒川間のトンネルの建設(県事業)
- ・ 吉田～秩父間のトンネルの建設
- ・ 主要地方道秩父荒川線（県道）の改良
- ・ 幹線道路網の整備
- ・ 生活道路の新設、改良、舗装
- ・ 快適な道路環境の整備
- ・ 交通安全対策の推進
- ・ 森林管理道の開設、整備

② 安心で快適な生活基盤の充実

新市においては、上水ならびに簡易水道施設等の老朽化が進行しており、良質な水道水の安定供給を図るうえで継続的、計画的に施設の更新を行っていく必要があります。

また、今後も未給水地区の解消を図るため、浄水場配水池の能力の効率化を図りながら整備に取り組んでいくことが大切です。

一方、新市は水源地域に位置していることから、下流域の水質に悪影響が及ばないように生活排水の適切な処理を図っていく必要があります。公共下水道事業を推進するとともに、それ以外の地区においても農業集落排水事業の推進や合併処理浄化槽の設置の促進を図ることとします。

主要事業

- ・ 水道施設及び老朽管のリニューアル
- ・ 簡易水道施設のリニューアル
- ・ 未給水地区の解消
- ・ 公共下水道事業の推進
- ・ 合併処理浄化槽の設置促進
- ・ 農業集落排水事業の推進
- ・ 排水路の新設、改修

③ 情報格差の是正

秩父地域は山間部に位置するため、情報通信サービスの地域間格差があり、情報格差の是正が不可欠です。

主要事業

- ・ デジタル放送に対応した中継施設の整備と代替手段の検討、その財政支援
- ・ 統合型地理情報システムの整備など行政情報化の推進

④ 住環境の確保

人口の流出に歯止めをかけるには、宅地造成や公営住宅の建設を行い、分譲や入居による定住促進を図る必要があります。

主要事業

- ・ 宅地の造成
- ・ 公営住宅の整備

⑤ 身近な消防体制の充実と地域防災・防犯体制の充実

火事や地震等による災害から地域を守るため、消防団等の身近な消防防災体制の充実を図ることが大切です。このため、消防団に消防ポンプ自動車を配備し、機動部の消防活動の充実を図るなど、きめ細かい地域防災を推進します。

また、災害予防及び災害応急対策の適切な実施が施されるよう防災行政無線を整備するとともに、新市における地域防災計画の見直しを図ります。

主要事業

- ・ 消防施設の整備
- ・ 防災行政無線の整備
- ・ 地域防災計画の見直し
- ・ 防犯対策の体制づくり

⑥ 公共交通の確保

バスは、買い物や通勤・通学等、移動する上で重要なものです。

また、鉄道は首都圏や県南の都市とのアクセスを図るうえで重要な軸であり、今後もその存続を図っていかなければなりません。

このため、利用者の増加を図るための新たな事業展開を進めるとともに、包括的な交通手段の見直しや直接的な支援を検討します。

主要事業

- ・ 鉄道、バスの利用促進策の導入
- ・ 交通網の維持、強化のための鉄道事業者への支援
- ・ 新市内循環バスの導入の検討

⑦ 親水性に配慮した河川の整備

新市にある準用河川及び普通河川や身近な小川、ため池などの安全性を改善するとともに、地域資源として再生を図っていく必要があります。その際には、環境や修景、親水性に十分配慮していくこととします。

主要事業

- ・ 河川改修の促進
- ・ 親水性の向上と河川の有効活用

(2) 基本方針2：やすらぎと温もりのあるまちづくり

① 保健・医療の充実

幅広い医療ニーズに対処し、高齢化社会の多様なニーズに対応していくために、高度、特殊、先駆的医療や救急医療などを充実する必要があります。

そこで、市立病院を核とした地域医療体制の確立を図るとともに広域的な医療サービス体制の強化や救急体制の充実を図ります。

一方、秩父地域には高度な成分を有する温泉があることから、温泉を活用したリハビリ施設の整備を図ることを検討します。

主要事業

- ・ 市立病院、大滝診療所を核とした地域医療体制の整備
- ・ 大滝温泉を活用したリハビリ診療所の建設
- ・ 診療所サービス実施体制の強化
- ・ 広域的医療サービスを支える消防・救急体制の強化

② 高齢者の自立と健康の確保

長寿社会を目指し、高齢者の自立と健康づくり、社会参加や生きがいづくりなどを支援する必要があります。

そこで、在宅福祉の向上と健康づくり、生きがいづくり又はボランティア活動の活性化等を図るとともに、高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野で豊かな経験と知識、技能を生かした社会活動を可能にする総合的な事業の展開を図っていきます。

さらに、地域住民に密着した健康相談、健康教育、健康診査等の保健サービスを総合的に行うため、保健センターを拠点とした保健活動体制の整備を進めます。

主要事業

- ・ 高齢者の生きがいと健康づくり事業の推進
- ・ 社会参加の促進
- ・ 保健センターを拠点とした保健活動体制の整備
- ・ 既設建物等を利用した高齢者等のための集合住宅や福祉施設の建設

③ 障害者が安心して暮らせるまちづくり

障害者が地域や家庭で自立した生活が送れるよう、技能の習得、社会生活訓練、福祉サービス情報の提供など包括的なサービス体制を充実するとともに、地域福祉コミュニティの形成による地域全体での受け入れ体制の構築を目指します。

また、障害者が地域で積極的に活動できるよう、移動・交通手段に関するサービスの充実を図った障害者生活サポート事業を推進します。

主要事業

- ・ 包括的な保健・医療・福祉サービス体制の整備充実
- ・ 支援費制度の推進
- ・ 障害者生活サポート事業の推進

④ 要介護者予防活動や、要支援者支援の充実

要介護者予防活動や、要支援者への食事や家事の支援の充実を図ります。相談窓口の充実、指導助言体制の確立等を目指すとともに、在宅介護のための基盤整備を進めます。また、介護保険適用外の方を対象とした在宅支援事業を実施するとともに、在宅介護支援センターを核とした保健、医療、福祉関係者で高齢者等の情報の共有化を図る取組を進展させます。

主要事業

- ・ 介護保険制度の推進
- ・ 介護保険外サービスの充実
- ・ 保健・医療・福祉情報ネットワークの構築
- ・ 社会福祉協議会等を核とした介護・福祉サービス産業の育成

⑤ 子どもが健やかに育つ環境づくり

社会全体が一体となり、子育てと仕事の両立を支援する総合的な取組を進める必要があります。

そこで、妊娠・出産・育児・保育に関する支援体制の充実を図り、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めるとともに、問題を共有し合える仲間づくりや、子どもの発育・発達チェック、育児の悩みや相談等、子育てを支える総合的な体制づくりを推進します。

さらに、保育施設の整備や学童保育事業を推進するとともに、幼稚園における延長保育の実施など、子どもたちの健全な育成機会の拡大を図ります。

主要事業

- 子育て支援センターの設置など総合的な子育て支援体制づくり
- 保育施設・サービスの充実等による児童福祉の充実
- 子育てネットワークの形成
- 幼保一元化など幼児教育の充実
- 幼稚園における保育サービス実施の検討

(3) 基本方針3：次代を担う人を育むまちづくり

① 学校教育の充実

地域の発展の基礎は人材の育成です。将来の新市の発展は、いかに「人づくり」を行っていくかにかかっています。

そこで、将来を担う児童・生徒の学力向上を中心として、地域独自の積極的な取組を推進します。

主要事業

- ・ 少人数学級の推進
- ・ 語学教育の推進
- ・ 指導主事の増員
- ・ 教育研究所（教育相談機能及び研修機能を含む。）の設置

② 教育環境の整備

老朽化が著しく、建て替えを必要とする義務教育施設については、早急に改築します。

また、耐震診断等の結果を踏まえ、耐震補強工事を順次実施します。

幼稚園においても施設の充実など、教育環境の整備を進めます。

主要事業

- ・ 小中学校施設（給食施設を含む。）のリニューアル事業の推進
- ・ 小中学校施設の耐震補強工事
- ・ 幼稚園の施設・設備の充実

③ 生涯学習・スポーツの推進

余暇時間の増大や価値観の多様化等により、学習やスポーツ活動に対する市民ニーズは高まっています。そこで、公民館、図書館、体育館等の整備を図るとともに、学習活動を支援していきます。

また、生涯スポーツを推進するため、各地区・グループでのスポーツクラブの設立やスポーツ指導者の育成、スポーツ少年団と体育協会の連携によるスポーツ大会等の開催など、多くの市民がスポーツやレクリエーションに親しんでもらう環境づくりを進めます。

主要事業

- ・ 生涯学習基盤の整備
- ・ 生涯学習活動の支援
- ・ 市民スポーツ・レクリエーション活動の促進
- ・ 地域スポーツクラブの育成

④ 地域文化活動の支援

秩父地域の地質・動植物等の自然環境、風土・歴史及び文化・芸術等について次の世代に引き継いでいくことが重要です。

そのために、伝統文化の伝承を担う後継者を育成するとともに、秩父地域の伝統を守るため、文化の活性化に努めます。

また、貴重な民俗資料や歴史、古くからの言い伝え等を次世代に伝える機会の場をつくり、児童・生徒や幅広い層に伝承していきます。

さらに、文化活動の推進のため、専門的な講義及び実技講座を開催し、地域独自の文化を保存し次代へと継承していきます。

主要事業

- ・ 伝統文化の継承
- ・ 郷土芸能の保存、育成
- ・ 地域文化活動の促進
- ・ 芸術・文化活動の支援と芸術・文化に接する機会の充実
- ・ (仮称)ふるさと学習センターの建設

⑤ 交流体験を通じた人材育成の推進

地域の将来の発展を担う人材の育成は、外部に広く人材を求め、その人たちの協力をいただいでいく必要があります。

そこで、幅広い人脈づくりを進めるため、各分野からの協力体制と組織化を図り、海外・国内都市との交流体験を通じた人材の育成を推進します。

主要事業

- ・ 国際交流の推進
- ・ 姉妹都市交流の推進
- ・ 地域間交流の推進

(4) 基本方針4：ともにきずく市民参加のまちづくり

① 各種公的サービス提供の充実

庁舎や公民館、地区公会堂などの施設のバリアフリー化や耐震対策などを施します。また、各種公的サービス提供に当たっての手續の簡素化や情報交換の促進を支援していきます。特に、現在の斎場は、建物が老朽化していることから、将来の火葬需要に対応するとともに、現在のサービス水準の質的向上を図った合理的で近代的な斎場の建設を推進します。

主要事業

- ・ 火葬場、葬祭場の建設
- ・ 公共施設等の改修
- ・ 各種申請手續の簡素化

② 行政活動の透明性の確保

行政情報のデータベース化やネットワーク化を進め、窓口サービスの充実に努めていきます。

そのため、光ファイバーの導入の検討を含め、情報技術の活用による電子申請システムの実施など、きめの細かいサービスを提供するとともに、個人情報の保護に十分配慮します。

そして、住民に適切な情報を積極的に提供することによる行政活動の透明性の確保を目指します。

主要事業

- ・ 電子申請システムの構築
- ・ 地方分権・国際化・デジタル化に即した業務の改革
- ・ 行政情報のデータベース化、ネットワーク化
- ・ 個人情報の適正な維持管理
- ・ 住民に対する適切な情報提供

③ 健全な行財政の運営

自主財源の確保は、自治体にとって最も重要な課題となっています。このため、地方税収入の徴収率の向上を図るとともに、重点的かつ効率的な財源配分の推進などにより、健全な財政の運営を図ります。

また、経常的に事業や施策の廃止・見直しを行うとともに、適正な定員管理のもと、スリムで効率的な行政組織体制の確立等を図ります。

主要事業

- 地方税確保対策事業
- 事務事業の経常的な見直し
- 定員適正化計画の策定
- 行政改革大綱の策定

④ 行政と住民とが協働して進める地域づくり

多様化した住民ニーズに対応するため、住民ニーズを的確に把握するための広聴活動と説明責任が求められています。

このため、情報提供の一環としてのホームページやマスメディア等を利用した広報活動の拡充、外国人住民向けの市民ガイドブックの作成及び各々の事業の企画、計画の段階においても、住民の意見が取り入れられるよう広聴活動の充実を図っていきます。

また、あらゆる分野で、男女平等の観点に立った人間形成を目指した学習機会の拡充を図るとともに、男女がお互いの人格を尊重し協調し合える社会づくりに努めます。

さらに、複雑化・多様化した消費者被害が急増しており、「消費者相談窓口」の充実など、消費者行政の推進に努めます。

こうした取組により、行政と住民とが協働した地域づくりの実現を目指します。

主要事業

- 広聴、広報活動の充実
- 男女共同参画社会の実現
- 自立した消費者の育成支援

(5) 基本方針5：うるおいと憩いのある美しいまちづくり

① 史跡などの歴史的資源や文化財などの保全

地域特有の史跡などの歴史的資源や文化財などを保全するとともに、歴史的建築物の活用など、歴史的環境を生かした町並みを整備し、地域の活性化を図ります。

主要事業

- ・ 歴史的町並みの整備、保全
- ・ 歴史的施設・史跡の整備、保全による活用
- ・ 文化財の保護と活用

② 自然や農村的景観等憩いの場の創造

豊かな森と清らかな荒川の水を守り、次代へ引き継ぐために森林・河川環境保全のための手法及び対策を検討し、上下流の循環型社会を構築します。

さらに、自然や農村的景観がひろがる農林公園や運動公園を整備し、調和のとれた景観づくりを進めるとともに、住民等の憩いの場を創造します。

主要事業

- ・ 上下流の循環型社会の構築
- ・ グリーンパーク構想等地域開発の推進
- ・ 公園の整備

③ ごみの減量化やリサイクルの促進

家庭・事業所等へのごみの減量化と再生利用のシステムを整備し、ごみの減量化やリサイクルなどごみ減量化対策を進めます。

主要事業

- ・ ごみの減量化とリサイクルの促進
- ・ 不法投棄対策の推進

④ 花のある地域づくりの推進

地域の特徴を生かした花いっぱい運動を支援するとともに、道路の緑化、街角の修景の整備や、福寿草やカタクリに代表される野草の保存に努め、周辺の環境と調和した花のある地域づくりを推進します。

主要事業

- ・ フラワーロード、フラワーパークの整備
- ・ 花木の植栽、緑化の推進

(6) 基本方針 6：森と水のちからほとばしる活力あるまちづくり

① 自然環境と産業の共生による雇用機会の創出

森林保全に係る間伐材の有効利用策として、木質系バイオマス発電などの新エネルギー産業の創出により、秩父地域の森林保全及び新規産業の創出を推進します。

また、秩父地域の自然環境と産業の共生を図るとともに、環境への負荷に配慮している企業を誘致し、雇用の場の創出を促進します。

主要事業

- ・ 環境保全型産業の展開
- ・ 森林資源を活用した新エネルギーの検討と施設整備

② 林業の振興

森林の資源循環利用や国土保全機能の高度発揮を図るため、地場産業である林業の振興を目指します。

そのため、広大な森林の管理・保全に不可欠な森林管理道（林道）の開設、整備を行います。あわせて、高度な技術と能力を持った担い手の育成、造林、育林事業の推進・林業生産基盤の整備・広葉樹の造林・特用林産物の振興等を図っていきます。

主要事業

- ・ 森林環境の整備
- ・ 森林管理道の開設、整備
- ・ 高度な技術と能力を持った担い手の育成

③ 農業の振興

農業経営の安定化を図るため、営農集団の組織化を支援し、農地の流動化・共同化を促進し、就農者の確保育成を図っていきます。

また、農業振興や景観保全を図るため、遊休農地を有効利用し作物の試作導入による特産物開発を行います。

主要事業

- ・ 農地の流動化・共同化の促進
- ・ 農用地の有効活用
- ・ 農業の多様な担い手の育成

④ 観光産業の振興や土産物のブランド化の展開

農林産物の加工、特産品等の開発による観光土産品のブランド化を促進するとともに、体験教室などを中心とした観光・体験事業の起業化を目指します。

また、観光と連携した農業の振興を図るため、旅館・民宿などと連携し地元特産品の消費を推進します。

主要事業

- ・ グリーンツーリズム等の観光メニューの開発及び情報発信
- ・ 観光産業の展開による新たな雇用機会の創出
- ・ 観光土産品のブランド化

⑤ 地域への企業（工場）誘致活動等の推進

地域内への企業（工場）誘致活動を進めるため、用地確保などの受け皿の整備を行います。

また、企業や起業家への情報発信などを行うとともに企業に対する財政支援を検討していきます。

主要事業

- ・ 企業誘致活動の推進
- ・ 企業支援制度などによる起業基盤の整備

⑥ 地域資源との連携による商店街の活性化

商店街の空洞化を抑制するため、空き店舗対策事業をはじめとする商業の振興を図ります。

また、イベントの開催など、消費者ニーズに対応した商業の活性化に努めます。

主要事業

- ・ 空き店舗対策を含めた商業への支援
- ・ 商店街活性化の推進

(7) 基本方針 7：ふれあいと感動あふれるまちづくり

① 新市全域に広がる観光ルートの創出

新市全域に広がる観光拠点をネットワーク化し、歩いて楽しめる観光ルートの設定や、秩父観光魅力づくり事業として日帰り観光コース、宿泊コースなどの観光ルートを構築します。

また、秩父の「芝桜の丘」をはじめ、これに続くフラワーパークの整備や、子どもたちが自然活動を体験する場所等の観光拠点づくりを推進します。

主要事業

- ・ 景勝地（ビュースポット）の整備
- ・ フラワーロード、フラワーパークの整備
- ・ 観光ルートの整備

② 地域全体の観光の向上

寺社などの歴史的資源の活用、県民休養地などの観光拠点施設の整備及び観光農園などの体験型観光を展開します。

札所巡りをはじめ、秩父夜祭、龍勢まつり、源流まつり、そばまつり等、地域イベントを支援します。

主要事業

- ・ まつり・地域イベントへの支援
- ・ 県民休養地等の観光拠点の整備
- ・ 歴史的施設・史跡の活用

③ 来訪者が気持ち良く楽しむための支援

秩父地域に点在している道の駅等の観光施設が、来訪者にとってより利用しやすいものとなるよう、その施設の整備、充実を図っていきます。また、鉄道駅や観光施設等のトイレ整備を行っていきます。

主要事業

- ・ 各種観光施設の充実
- ・ 観光案内の充実
- ・ 観光トイレの整備

第7章 新市における埼玉県事業の推進

7-1 埼玉県の役割

新市のまちづくりにおいては、各地域が一体となった均衡ある発展を図るため、計画的な整備の推進が重要となります。

埼玉県は、新市と連携しながら都市基盤整備を進めるとともに、森林をはじめとする自然環境の保全に積極的に取り組んでいくこととします。

7-2 新市における埼玉県事業

(1) 地域交通基盤の整備

新市の一体化及び均衡ある発展を支援し、地域内外の円滑な交流を促進するため、秩父地域の交通基盤の骨格をなす国道140号と国道299号や県道の計画的な整備及び整備のための検討を進めます。

主な事業

- 国道140号バイパスの整備
- 国道140号の改良整備
- (仮称)大滝トンネルの開設
- 国道299号の整備
- 主要地方道皆野両神荒川線の改良
- 主要地方道秩父児玉線の改修事業
- 主要地方道高崎神流秩父線の改良整備
- 主要地方道秩父荒川線の改良事業
- 県道秩父多摩甲斐国立公園三峰線の整備
- 県道下小鹿野吉田線『吉田中央バイパス南線』の早期整備
- 県道下日野沢東門平吉田線の改良
- 県道石間下吉田線の早期整備

(2) 河川・砂防施設の整備

秩父地域は山が急峻で河川は河岸段丘もしくはV字渓谷であるため、災害を未然に防ぎ、地すべりや崖崩れの防止に取り組み、下流域への土砂の流出や災害を防止するため、河川や砂防施設の整備を行います。

また、河川整備においては、うるおいある水辺の形成や自然環境の保全と安全で快適な都市環境を創造するため、環境や親水性への配慮に努めます。

主な事業

- 赤平川(吉田川合流点付近)の河川整備
- 地すべり対策・通常砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業の推進

(3) 森林の保全及び整備の推進

秩父地域は地形が急峻で、水源のかん養や土砂災害の防止など森林の持つ公益的機能を高度に発揮すべき森林が多く存在するため、基盤となる森林管理道を整備するとともに、治山施設の整備や機能の低下した森林の間伐等を推進し、山地に起因する自然災害の防止や森林の水土保持機能の維持増進、生活環境の保全形成に努めます。

主な事業

- ・ 荒廃した山地の復旧や災害の未然防止のための治山施設の整備
- ・ 機能の低下した保安林の間伐等による整備
- ・ 森林管理道（秩父中央線）の開設

(4) 生活環境の改善及び河川の水質保全

市民の快適な生活環境の向上に寄与し、併せて河川等の公共用水域の水質保全に資するため、下水道の整備促進を図るとともに、秩父地域は下水道の予定処理区域外の占める面積が多いことから引き続き合併処理浄化槽の設置を促進し、地域特性に応じた生活排水処理対策を推進します。

主な事業

- ・ 浄化槽市町村整備推進事業に係る支援

第8章 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮するとともに、住民の意向を十分反映したうえで推進していきます。

整備に当たっては、現有する公共施設の有効活用に努め、新市の一体性確保、地域特性や地域間の均衡、財政事情等を考慮することを基本とします。

なお、合併に伴い総合支所となる旧役場庁舎等については、電算処理システムの統合など必要な機能の整備を図り、窓口サービスが低下しないよう十分配慮します。

第9章 財政計画

財政計画は、普通会計（水道事業などの独立採算制による事業を除いたもの。）をベースにして、歳入・歳出の項目ごとに、平成17年度から平成24年度については、決算額、平成25年度は、12月補正後予算額、平成26年度から平成32年度までの7年間は、決算見込額の推計で策定しました。

なお、決算見込額の歳入・歳出の主な前提条件は次のとおりです。普通交付税の算定の特例（合併算定替）措置が平成28年度以降段階的に縮減され、平成32年度に終了する予定です。これに伴う財源不足対策として、歳出については、事務事業の大幅な見直しを見込んでいます。

（1）歳入

① 地方税

過去の実績及び今後の人口の推移等を勘案し、現行制度に基づき推計しています。

② 地方交付税

普通交付税については、平成27年度までの普通交付税の算定の特例（合併算定替）及び平成28年度から始まる特例措置の段階的な縮減を踏まえて推計するとともに、合併特例債及び臨時財政対策債等の借入れに伴う普通交付税算入分を見込んでいます。

特別交付税については、過去の実績等に基づき推計しています。

③ 地方債

通常地方債及び臨時財政対策債等は過去の実績等を勘案しつつ、後年度への負担を軽減するため総額の抑制を行う推計をするとともに、市役所本庁舎等建設事業など合併特例事業に伴う特例債を見込んでいます。

④ 国庫支出金・県支出金

過去の実績や歳出との連動等を考慮して推計しています。

⑤ その他

地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入について、過去の実績等により推計しています。

なお、市役所本庁舎等建設事業に伴う基金繰入金等も見込んでいます。

(2) 歳 出

① 人件費

平成 26 年度からの議員定数減や一般職の減員による経費の減を見込んでいます。

② 物件費

過去の実績等により推計しています。

③ 扶助費

過去の実績、今後の人口の推移等を勘案し、推計しています。

④ 公債費

現在までの借入れに対する償還見込額に、今後借り入れる合併特例債やその他の地方債の償還見込額を加えて推計しています。

⑤ 普通建設事業費

新市まちづくり計画に位置付ける事業を行いつつ、その他の普通建設事業については削減していくことを見込んでいます。

⑥ その他

補助費等については事務事業の調整等による減を見込み、積立金については年度間の財源調整のための財政調整基金、後年度の財政負担を軽減するための減債基金、公共施設整備基金等への積立てを見込んでいます。

維持補修費、投資及び出資金、貸付金、繰出金については、過去の実績等により推計しています。

歳入

(単位:百万円)

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地方税 | 8,528 | 8,601 | 9,398 | 9,085 | 9,112 | 9,001 | 8,937 | 8,648 | 8,302 | 8,456 | 8,305 | 8,160 | 8,018 | 7,883 | 7,748 | 7,622 |
| 地方交付税 | 6,685 | 6,353 | 6,369 | 6,629 | 6,971 | 7,158 | 7,499 | 7,796 | 7,571 | 7,508 | 7,574 | 7,456 | 7,141 | 6,838 | 6,516 | 6,168 |
| うち通常分 | 5,573 | 5,185 | 4,887 | 4,981 | 5,215 | 5,176 | 5,398 | 5,537 | 5,422 | 5,028 | 4,977 | 4,746 | 4,349 | 3,852 | 3,372 | 3,003 |
| うち臨時財政対策債償還分 | 84 | 167 | 298 | 392 | 459 | 525 | 592 | 641 | 706 | 761 | 835 | 909 | 983 | 1,056 | 1,131 | 1,204 |
| うち合併特例債算入分 | 0 | 38 | 282 | 353 | 374 | 451 | 552 | 626 | 693 | 727 | 770 | 809 | 817 | 938 | 1,021 | 969 |
| うち特別交付税分 | 1,028 | 963 | 902 | 903 | 923 | 1,006 | 957 | 992 | 750 | 992 | 992 | 992 | 992 | 992 | 992 | 992 |
| 地方債 | 4,740 | 2,803 | 4,251 | 2,712 | 3,098 | 2,895 | 2,890 | 3,242 | 3,634 | 3,669 | 3,618 | 2,490 | 2,465 | 2,392 | 2,384 | 2,367 |
| うち合併特例債分 | 704 | 1,541 | 3,171 | 1,612 | 1,490 | 936 | 1,208 | 1,253 | 1,770 | 1,804 | 1,874 | 1,062 | 1,010 | 965 | 953 | 935 |
| うち基金造成分 | 2,437 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国庫支出金 | 1,980 | 2,259 | 2,732 | 3,234 | 3,042 | 3,950 | 3,121 | 2,885 | 3,350 | 3,654 | 3,620 | 3,586 | 3,554 | 3,520 | 3,487 | 3,455 |
| 県支出金 | 1,572 | 1,456 | 1,606 | 1,609 | 1,853 | 2,026 | 1,871 | 1,715 | 2,034 | 1,759 | 1,745 | 1,731 | 1,718 | 1,704 | 1,691 | 1,678 |
| その他 | 6,971 | 7,257 | 6,442 | 6,172 | 5,160 | 4,929 | 5,203 | 4,556 | 4,112 | 4,783 | 4,745 | 3,512 | 3,478 | 3,449 | 3,421 | 3,392 |
| 歳入合計 | 30,476 | 28,729 | 30,798 | 29,441 | 29,236 | 29,959 | 29,521 | 28,842 | 29,003 | 29,829 | 29,607 | 26,935 | 26,374 | 25,786 | 25,247 | 24,682 |

歳出

| | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人件費 | 5,241 | 4,952 | 4,757 | 4,629 | 4,557 | 4,415 | 4,485 | 4,435 | 4,567 | 4,275 | 4,202 | 4,140 | 4,074 | 4,010 | 3,946 | 3,882 |
| 物件費 | 3,364 | 3,099 | 3,453 | 3,373 | 3,369 | 3,731 | 3,813 | 3,659 | 3,786 | 3,626 | 3,592 | 3,559 | 3,526 | 3,494 | 3,462 | 3,430 |
| 扶助費 | 2,950 | 2,978 | 3,177 | 3,243 | 3,430 | 4,374 | 4,665 | 4,814 | 4,926 | 4,794 | 4,782 | 4,767 | 4,754 | 4,738 | 4,721 | 4,704 |
| 公債費 | 2,717 | 2,748 | 3,165 | 3,227 | 3,026 | 2,818 | 2,787 | 2,727 | 2,783 | 2,858 | 2,889 | 2,670 | 2,758 | 2,869 | 2,977 | 2,935 |
| 普通建設事業費 | 3,823 | 5,542 | 6,948 | 4,925 | 5,264 | 4,405 | 3,409 | 3,626 | 3,613 | 5,780 | 6,469 | 3,268 | 3,170 | 3,074 | 2,982 | 2,893 |
| うち通常分 | 3,082 | 3,920 | 3,610 | 3,228 | 2,325 | 2,511 | 1,809 | 1,750 | 2,274 | 3,881 | 4,496 | 2,150 | 2,106 | 2,058 | 1,978 | 1,908 |
| うち合併特例債分 | 741 | 1,622 | 3,338 | 1,697 | 2,939 | 1,894 | 1,600 | 1,876 | 1,339 | 1,899 | 1,973 | 1,118 | 1,064 | 1,016 | 1,004 | 985 |
| その他 | 10,227 | 7,664 | 7,649 | 8,535 | 7,923 | 8,253 | 8,969 | 8,195 | 9,328 | 8,496 | 7,673 | 8,531 | 8,092 | 7,601 | 7,159 | 6,838 |
| 歳出合計 | 28,322 | 26,983 | 29,149 | 27,932 | 27,569 | 27,996 | 28,128 | 27,456 | 29,003 | 29,829 | 29,607 | 26,935 | 26,374 | 25,786 | 25,247 | 24,682 |